

建設副産物適正処理マニュアル

令和 8 年 1 月

北海道農政部

建設副産物適正処理マニュアル 目次

1 建設副産物	1
2 再生資材と廃棄物の取扱い	2
3 発注者の責務	2
(1) 計画、設計段階の留意事項	
(2) 積算段階の留意事項	
(3) 契約段階の留意事項	
(4) 工事着手段階の留意事項	
(5) 工事施工段階の留意事項	
(6) 工事完了段階の留意事項	
4 建設副産物の再利用・適正処理	4
(1) 建設副産物の処理・再利用フロー	
(2) 一般廃棄物	
(3) 建設発生土に係る情報提供と調整等	
(4) 本庁への情報提供	
5 処理・再利用フロー及び留意事項等	
(1) コンクリート塊の処理・再利用フロー (別紙1)	7
コンクリート塊再利用の留意事項	8
(2) アスファルト・コンクリート塊の処理・再利用フロー (別紙2)	12
アスファルト・コンクリート塊再利用の留意事項	13
(3) 発生木材 (伐根・伐木) の処理・再利用フロー (別紙3)	14
発生木材 (抜根・伐木) 再利用の留意事項	15
(4) 建設発生土の処理・再利用フロー (別紙4)	18
建設発生土再利用の留意事項	19
(4)-1 建設発生土 (既設路盤材) の処理・再利用フロー (別紙4-1)	21
建設発生土 (既設路盤材) の再利用の留意事項	22
(5) 泥土・建設汚泥の処理・再利用フロー (別紙5)	24
泥土・建設汚泥再利用の留意事項	26
(6) すき取り土の処理・再利用フロー (別紙6)	30
すき取り土の再利用の留意事項	31
(7) コンクリート二次製品の処理・再利用フロー (別紙7)	34
コンクリート二次製品再利用の留意事項	35
(8) 鋼製品等の処理・再利用フロー (別紙8)	36
鋼製品等の再利用の留意事項	37
(9) アスベスト (石綿) 対策 (別紙9)	38
(10) 一時保管の看板記載例について (参考)	39
【様式】	
様式1 再生資源利用実施書	41
様式2 再生資源利用促進実施書	42
様式1・イ 再生資源利用計画書	43
様式2・ロ 再生資源利用促進計画書	44
様式3 リサイクル計画書 (設計)	45
様式4 リサイクル計画書 (積算段階)	46
様式5 残土発生工事一覧表 (案)	47
様式6 残土利用工事計画一覧表 (案)	48
様式7 再資源化等報告書	49
様式8 特記仕様書 (建設リサイクル法に係る対象建設工事について)	50

• 改正履歷

- 1 平成14年 4月23日事務連絡「建設副産物適正処理マニュアル」の通知
 - 2 平成14年 6月26日設計第432号一部改正（発生木材・再資源化等報告書）
 - 3 平成14年 7月30日設計第539号参考資料4改正（環廃第355号環境部長
平成14年7月26日改正）
 - 4 平成15年 4月 3日設計第35号一部改正（既設路盤材、すき取り土処理・再利用フロー等）
 - 5 平成17年 6月 6日事調第286号「建設発生土（既設路盤材）の処理・再利用フロー」の変更
 - 6 平成19年 6月14日事調第312号一部改正（内容の見直し及び追加）
 - 7 平成20年 5月 7日事調第199号一部追加訂正（Q&Aの追加）
 - 8 平成20年12月 1日事調第900号一部改正
 - 9 平成22年 3月29日事調第1217号一部改正
 - 10 平成25年 1月28日事調第1012号一部改正
 - 11 平成26年 3月13日事調第1153号一部改正
 - 12 平成27年 9月11日事調第 539号一部改正
 - 13 平成29年 1月18日事調第 973号一部改正
 - 14 令和 8年 1月27日事調第1254号一部改正

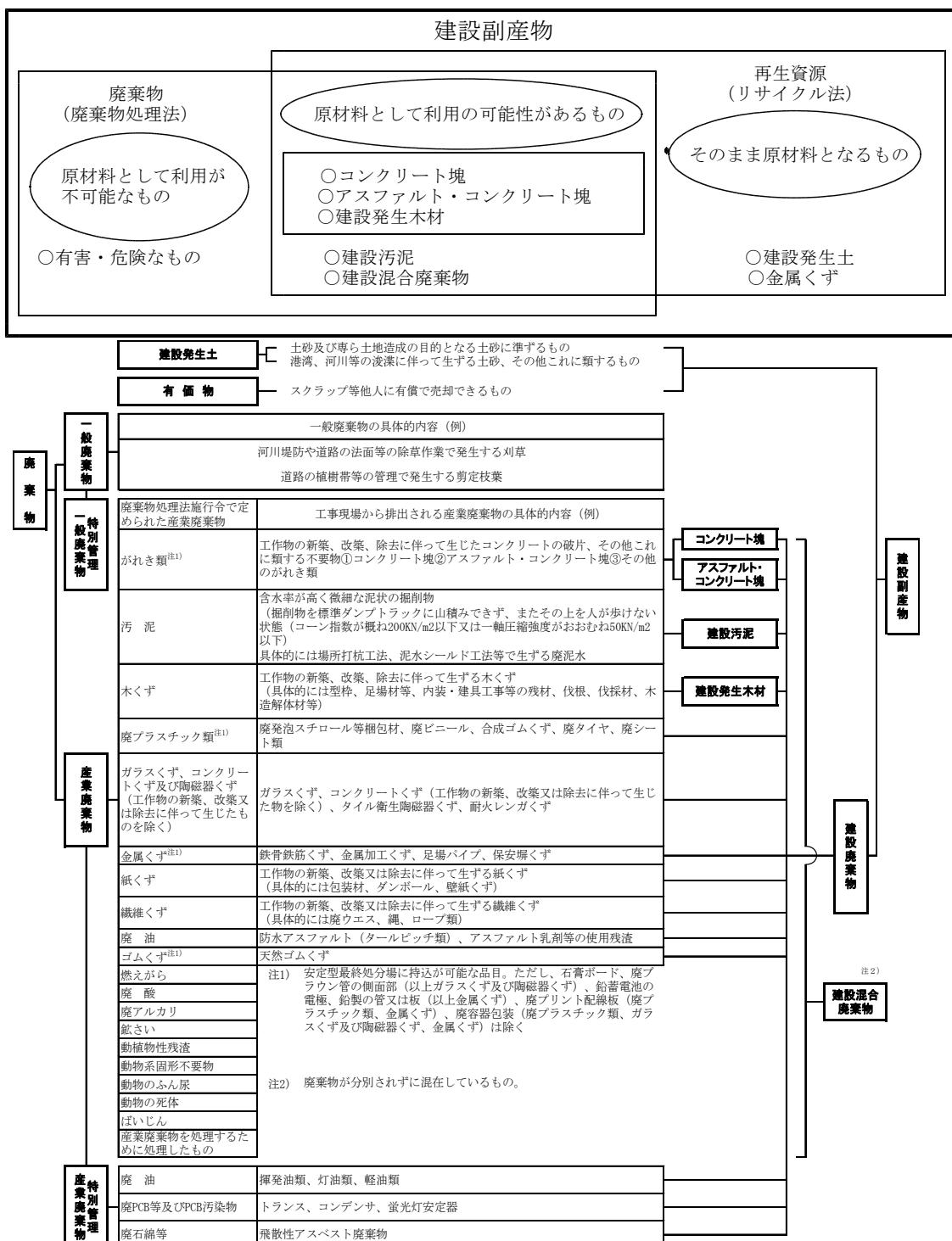
建設副産物適正処理マニュアル

1 建設副産物

建設副産物とは、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源及び廃棄物を含むものです。

再生資源とは、副産物のうち有用なものであって原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものです。例えばコンクリート塊は廃棄物であると共に、再生資源としても位置付けられるものです。建設発生土は再生資源でありますですが廃棄物ではありません。

図 1 建設副産物



建設副産物の具体例

2 再生資材と廃棄物の取扱い

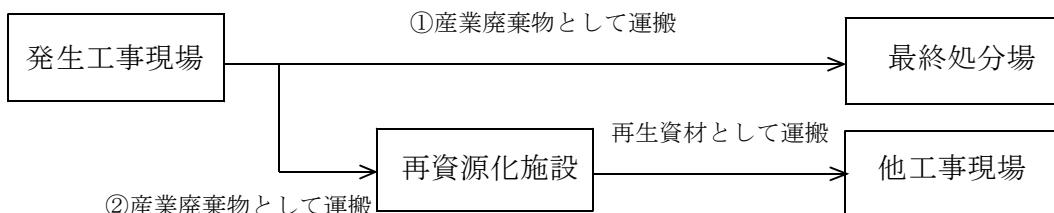
工事現場で発生した副産物を運搬する場合の取扱いは次のとおりである。

- ①当該工事現場で再利用出来ず廃棄物として処分する場合

工事現場から最終処分場までの運搬は廃棄物として扱う。

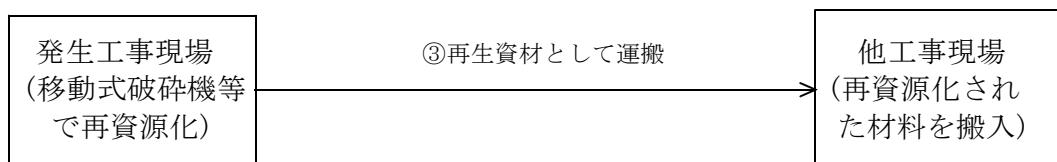
- ②当該工事現場で再利用出来ず再資源化施設へ搬出する場合

再資源化施設において再資源化されるまでは廃棄物なので、工事現場から再資源化施設までの運搬は廃棄物として扱う。



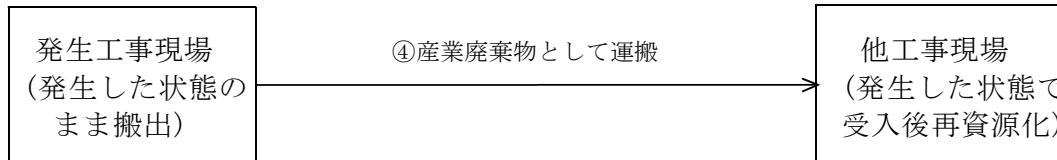
- ③当該工事現場で再資源化してから他工事現場へ搬出する場合

当該工事で再生資源となっているので、工事現場から他工事現場までの運搬は再生資材として扱う（廃棄物として扱わない）。



- ④当該工事現場で発生した状態で他工事現場へ搬出し、他工事現場で再資源化する場合

当該工事は搬出する時点では廃棄物であるので、他工事現場までの運搬は産業廃棄物として扱う。



※再資源化施設（中間処理施設）とは、次に掲げる行為であって、建設廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当し、そのような建設廃棄物の処理をする設備を備えた施設をいう。

一 建設廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為

二 建設廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為

※最終処分場とは、建設廃棄物のうちリユース（再利用）、リサイクル（再資源化、サーマルリサイクルを含む）が困難なものを処分するための施設のこと。

3 発注者の責務

建設工事等における発注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通省：平成14年5月30日改正）（以下「要綱」という。）により建設副産物の発生の抑制及び再使用並びに再生利用の促進に努め、再使用並びに再生利用できない廃棄物については、減量化に努めるとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）により適正に処理しなければならない。

(1) 計画、設計段階の留意事項

計画、設計の段階において、建設副産物の発生抑制・減量化を図る設計に努めると共に、再資源化等の利用促進について検討を行い、リサイクル計画書（様式3）の作成を原則とする。

また、土壤汚染対策法の第4条の規定による該当工事は、工事着手日の30日前までに環境部局に届出を行わなければならない。

(2) 積算段階の留意事項

積算の段階において、リサイクル計画書（様式4）を作成し、工事設計書に反映させることとし、分別解体・再資源化等に要する費用、処分費用、運搬費用等を適正に積算する。

建設副産物の適正処理のため必要な特記仕様書を作成し、下記の事項を明示するものとする。

- ① 残土：受入場所、距離、時期、処分量、処分条件
- ② 廃棄物：産業廃棄物処理方法の許可を有する処分場所（〇〇（総合）振興局管内等）、距離、処理方法等
- ③ 発生品：種類、数量、現場内での使用の有無、現場使用のための条件、現場使用不能時の処理方法、有償売却処分の有無、仮置場の位置等
- ④ その他：その他必要な項目
建設リサイクル法の対象建設工事については、特記仕様書を参考に必要事項を明示するものとする。

(3) 契約段階の留意事項

建設リサイクル法第9条第1項において分別解体等の実施が義務付けられる一定規模（政令第2条に記載）以上の建設工事の請負契約の当事者は、建設業法第19条第1項に定める事項のほか、解体工事に要する費用、再資源化等に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をする施設の名称及び所在地を記載しなければならない。

(4) 工事着手段階の留意事項

建設廃棄物の発生の抑制、再利用の促進、適正な処分等が計画的かつ効率的に行われるよう受注者に、再生資源利用計画書（様式1・イ）【建設資材搬入工事用】及び再生資源利用促進計画書（様式2・ロ）【建設副産物搬出工事用】を作成し、施工計画書に掲載するよう指示しなければならない。

また、具体的な建設廃棄物に係る施行方法等を検討し、施工計画書に掲載するよう指示しなければならない。

建設リサイクル法の対象建設工事を発注した者は、廃棄物処理計画により工事に着手する日の7日前までに、特定建設資材の利用に関する計画の通知（別表イ）及び特定建設資材廃棄物の発生量の見込みの通知（別表ロ）を添付した通知書（様式9）を北海道知事に通知しなければならない。

(5) 工事施工段階の留意事項

特記仕様書に明示した条件に基づき、建設副産物対策が適切に実施されるよう指導しなければならない。

排出事業者が発生した廃棄物の処理（分別、保管、収集、運搬、再生、処分等）が、廃棄物処理法に基づいて適正に行われているか注意を払うこと。

建設リサイクル法の対象建設工事は、特定建設資材の解体工事の施工を、建設業許可（土木、建築、とび、土工工事業）又は解体工事登録業者（下請け業者を含む）以外に実施させてはならない。（下請け業者を含む）また、その解体工事の施工は、解体工事業者が選任した技術管理者が監督し実施しなければならない。

(6) 工事完了段階の留意事項

受注者が保管している産業廃棄物管理表（マニュフェスト）を使用して適正に処理されているか確認し、現場内に廃棄物が放置されていないか注意を払うこと。

また、再生資源化等報告書（様式7）の作成を指示し、リサイクルの実施状況を把握しなければならない。

再資源化等報告書に添付される再生資源化等報告書（様式7）再生資源利用計画書（様式1）及び再生資源利用促進実施書（様式2）を、各総合振興局・振興局担当課に提出しなければならない。

4 建設副産物の再利用・適正処理

(1) 建設副産物の処理・再利用フロー

建設副産物の処理・再利用等にあたっては、現場内の利用・減量化に努めると共に、次に定める処理・再利用フロー等により適正に行うこと。

① コンクリート塊（別紙1）

※ コンクリート塊を自ら利用する場合

下記以外の規格・用途について使用する場合は、各総合振興局・振興局等環境部局と個別協議すること。（平成25年10月21日付け事調第709号）

1) コンクリート塊について、80mm以下に粒度調整され、かつ不純物が除去されたもののみ有価物として現場内で有効利用する場合

2) 300×300mm以下の割り栗石程度に粒度調整された、廃セメントコンクリートであって、金属等の付着物が無く、ふとん籠等の中詰め材として利用する場合

② アスファルト・コンクリート塊（別紙2）

③ 発生木材（抜根・伐木）（別紙3）

※建築物等の解体工事に伴い発生する木材は、建設リサイクル法により分別解体を行い、再生資源化施設等へ搬出すること。

④ 建設発生土（別紙4）、既設路盤材（別紙4-1）

⑤ 泥土・建設汚泥（別紙5）

⑥ すき取り土（別紙6）

⑦ コンクリート二次製品（別紙7）

⑧ 鋼製品等（別紙8）

⑨ アスベスト（石綿）（別紙9）

(2) 一般廃棄物

一般廃棄物に該当する草・笹については、牧草等として売却が可能な場合は、「発生木材（抜根・伐木）再利用の留意事項 4 有価物として売り払いする場合」に留意し、売り払いを行うこと。また、それらにより難い場合については、市町村と十分に協議し適正に処分すること。（廃棄物処理法上、市町村がその処理の責務並びに指示をする権限を有していることに十分留意して協議にあたること。）

草・笹の除去された後の「草根を含む土砂（すき取り物等）」については、排出当該工事区域内の工事目的物の法覆基材（法面植生基盤土等）として利用する場合は、一般廃棄物として扱わないものとし、その利用に積極的に努めること。

前述の利用方法によれない場合、一般廃棄物として市町村と十分に協議し適正に利用・処分すること。

(3) 建設発生土に係る情報提供と調整等

建設発生土の利用を促進する。

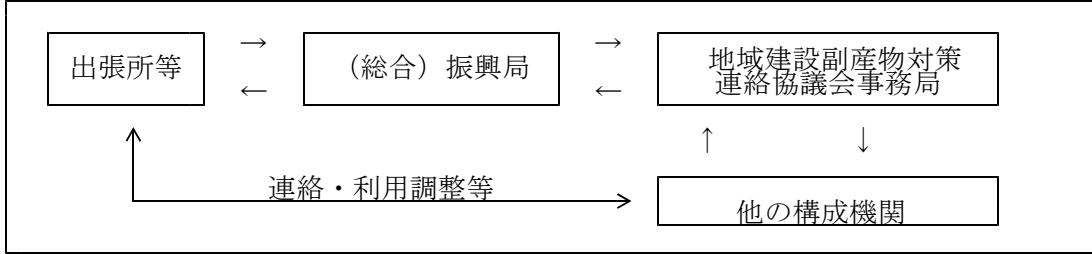
① 「（総合）振興局」での調整等

各工事現場での搬出量及び利用量を把握し、総合振興局・振興局内での利用を積極的に行う。（様式5、6 使用）

② 「地域建設副産物対策連絡協議会」での調整等

総合振興局・振興局内での未調整工事については、「地域建設副産物対策連絡協議会」での利用の調整を図る。（「官民一体となった土砂バンク（試行）」による）

③「官民一体となった土砂バンク（試行）」調整等のフロー



※1 「建設発生土情報交換システム」から「土砂バンク」への移行（H22）

※2 「官民一体となった土砂バンク（試行）」の実施開始について

（北海道地方建設副産物対策連絡協議会事務局→事務局各位事務連絡 H28.7.5）

（4）本庁への情報提供

工事完成後に「建設リサイクルデータ総合システム（C R E D A S）」等により受注者が作成した「再生資源利用〔促進〕実施書」のシステムデータを総合振興局・振興局担当課を通じ本庁（農政部農村振興局事業調整課）へ提出する。

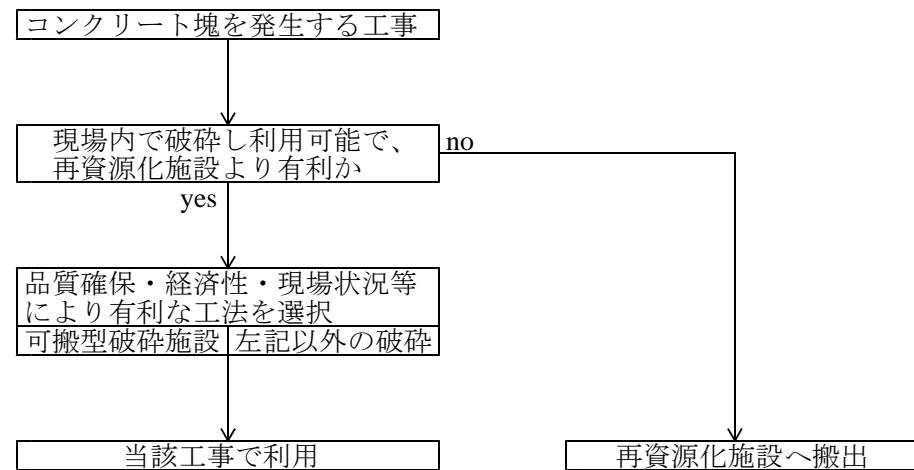
5 処理・再利用フロー

及び留意事項等

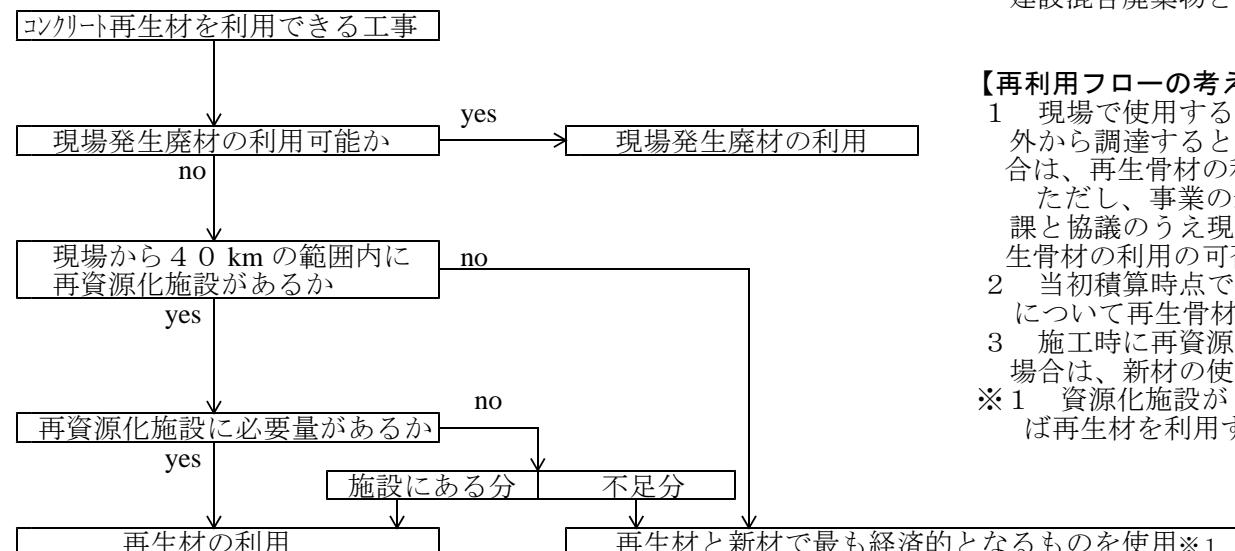
(1) コンクリート塊の処理・再利用フロー

別紙1

【処理フロー】



【再利用フロー】



【処理フローの考え方】

- 1 現場内で破碎し利用できるものは、下記のとおりとする。
 - ① 再生骨材（0-80mm級以下）としての利用
 - ② ふとん簀・蛇籠等の中詰め材（300mm以下）としての利用
 - ③ 上記以外の規格・用途として利用する場合は、各総合振興局・振興局等環境部局と個別協議すること。
- 2 現場で発生するコンクリート塊は、現場内で利用可能なものを受け、再資源化施設への搬出を原則とする。
また、現場で発生するコンクリート二次製品は、現場での再使用や他工事での使用に努め、品質等により再使用できない場合は、再資源化施設へ搬出する。
- 3 現場で破碎する工程において、発生する残余物は再資源化施設へ搬出する。
鉄筋等については売払いを原則とするが、受入れ条件等によりこれにより難い場合は、最終処分場へ適正に処分する。
- 4 コンクリート塊とは、コンクリートが廃棄物になったもの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったものであり、建設混合廃棄物（例えばコンクリート以外の廃棄物が付着するなどして、分離・分別が著しく困難な廃棄物）は、当フローの対象としない。
- 5 一度使用したコンクリート再生材を再度掘削等により発生させた場合、コンクリート再生材の処理・再利用フローは、コンクリート塊のフローを使用すること。ただし、土砂との分別が困難な場合は建設混合廃棄物として、適正に処分すること。

【再利用フローの考え方】

- 1 現場で使用する骨材等については、現場内の再利用に努め、現場外から調達するときは、40kmの範囲内に再資源化施設がある場合は、再生骨材の利用を原則とする。
ただし、事業の進捗状況等に著しく支障がある場合は、事業実施課と協議のうえ現場状況に応じて指針の内容等を十分に検討し、再生骨材の利用の可否を決定すること。
 - 2 当初積算時点では、供給の可否にかかわらず、使用可能箇所全量について再生骨材により積算する。
 - 3 施工時に再資源化施設の供給量を確認し、不足分又は施設に無い場合は、新材の使用とする。
- ※1 資源化施設が40kmを超える場合でも、新材より経済的であれば再生材を利用する。

コンクリート塊再利用の留意事項

○基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> 建設廃棄物処理指針(H23.3.30 環廃産第110329004号 環境省)では、「自ら利用とは、他人に有償売却できる性状のものを排出事業者(占有者)が自ら使用することをいい、他人に有償売却できないものを排出事業者が使用することは自ら利用に該当しない。」 なお、有償売却できる性状のものとは、利用用途に照らして有価物に相当する品質を有するものをいう。 がれき類及び建設汚泥の自ら利用に当たっては、その利用用途に応じた適切な品質を有していることが必要であり、現地で生産した再生資材が「利用用途に応じた適切な品質」を有し、有価物として説明できることが必要となる。 再生材の使用にあたっては、水質等の周辺環境に留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> 再生骨材(80mm以下)として利用する場合 コンクリート再生骨材暫定品質基準による。(H10.4.24 設計第59号 設計課長) 中詰め材(300mm以下)として利用する場合 ふとん簀・蛇簀等の中詰め材として、目的とした粒径・粒度等に調整され、付着物等(鉄筋を含む)がないものを利用する。 上記以外の規格・用途として利用する場合 利用にあたっては、目的とした粒径・粒度等に調整され、付着物等(鉄筋を含む)がないものであり、発注者が将来にわたり、その目的物を管理することが原則である。 関係機関等と調整を図り、総合振興局・振興局等環境部局と個別協議を行うこと。
---------	---

再利用に係る作業	再利用方法	再利用の留意事項		参考法令
		設計業務	監督業務	
1 現地で破碎し再利用				
1) 可搬式破碎施設 (自走式破碎機)	<p>現場に可搬式破碎施設を搬入し、0~40、0~80mm級に破碎し再利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質・規格の適合、他の工法との比較、地域の実情(施設の所在、稼働状況等)に留意して決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 排出事業者自らが破碎する以外は、廃棄物処理法の处分業の許可を受けた業者に委託することになり、可搬式破碎施設(処理能力5t以上の場合)は、移動に伴うの変更許可が必要となる。(工期等に留意) 自らとは、排出事業者がリースなどで破碎施設を現場に搬入後、排出事業者の職員が運転して破碎することをいう 	<ul style="list-style-type: none"> 破碎施設の稼働時には、騒音、振動規制法の遵守及びコンクリート粉、鉄筋等は適正に処理すること。 設置等に係る取扱いについては、「移動式廃棄物破碎施設の設置等に係る取扱いについて(通知)(循環第2413号 H27.2.20)」を確認すること。 	廃掃第12条 〃15条 要綱第21 〃26 建リ法第6条
2) 可搬式破碎施設以外の破碎機	<p>現場で可搬式破碎施設以外(大型ブレーカ等)により破碎し再利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 300mm以下に破碎し、ふとん簀・蛇簀等の中詰め材として再利用する。 上記以外の規格・用途として利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 排出事業者自ら破碎することを原則とする。 一時保管が必要な場合、保管施設ガイドラインにより適切に保管する。 	<p>上記のほか、利用用途及び有価物としての品質の確保を明らかにし、関係機関等と調整、総合振興局・振興局等環境部局と個別協議を行うこと。</p>	廃掃第12条 要綱第20 〃21 〃26 保管ガイドライン

コンクリート塊再利用の留意事項

再利用に係る作業	再利用方法	再利用の留意事項		参考法令
		設計業務	監督業務	
	・漁港等の公有水面の埋立を利用する場合は、公有水面埋立免許により許可を受けるものとし、廃棄物処理法の適用は受けない。	・公有水面埋立免許に基づいた設計とし、施工場所、工法等を特記仕様書に明示する。	・施工場所、工法等が条件明示されたものであることを確認すること。	海防法令第5条
2一時保管	破碎機等で再資源化した後、当該年度で利用するまでの間、また、次年度以降に利用する場合はそれまでの期間適切に保管する。	・保管の場所から飛散、流出及び水質汚濁等による周辺環境に影響が発生しないように適切に管理すること。 ・必要に応じ、周囲に囲いを設け、保管場所であることの看板（保管場所である旨、建設副産物の種類、保管の期間、管理者名、連絡先）を掲示し、出入り口の施錠等を設置する等適切に管理すること。 ・一時保管の設置場所、規模等を特記仕様書等に明示するとともに、必要な経費を適正に積算する。 ※また、発生時に再資源化せず発生した状態で保管する場合は、「産業廃棄物の保管施設ガイドライン」(H13.4 環境生活部)によることとし、保管量は、利用予定量のみを保管する。		廃掃第12条 要綱第20 〃26 保管ガイドライン
3再資源化施設	1)再資源化施設への搬出	当該現場内で破碎し再利用することが可能であり、再資源化施設より有利な場合を除いては、再資源化施設への搬出とする。	・再資源化施設の指定処分を原則として特記仕様書に明示すると共に、解体費用、再資源化費用及び運搬費用等を適正に積算する。 ・再資源化施設の許可の有無を確認する。 ・一時保管が必要な場合、保管施設ガイドラインにより適切に保管する。	・廃棄物処理法に基づく運搬をしているか確認すること。 1)排出事業者(元請業者)自ら運搬する場合は、収集運搬業の許可は不要(自らとは、排出事業者の保有している車両で、排出事業者の職員が運送すること。) 2)排出事業者が運搬を委託している場合は、収集運搬業の許可を受けている業者に委託しているか契約書を確認すること。 ・なお、契約は二者契約とし、マニフェストを使用して適正に処理されているか確認すること。
	2)再資源化施設から搬入	リサイクル原則化ルールにより、現場から40kmの範囲内に再資源化施設があり、工事目的物の品質・規格に適合する場合は、再生骨材の利用を原則とする。	・「コンクリート再生骨材使用に関する積算等の取扱いについて」(H22.1.14 事調第922号 事業調整課長)により、特記仕様書に明示すると共に、再生資材費用及び運搬費用を適正に積算する。 ・品質等については、コンクリート再生骨材の路盤材等への利用について(一部改正 H22.4.15 事調第79号)による。	・再生されて有価物となった資材は、廃棄物処理法の適用を受けないので搬入に当たっては、一般車輌でよい。

廃掃：廃棄物処理法 建リ法：建設リサイクル法 要綱：建設副産物適正処理推進要綱

コンクリート塊再利用の留意事項

再利用に係る作業	再利用方法	再利用の留意事項		参考法令
		設計業務	監督業務	
4建設リサイクル法 (H14.5.30 本格施行)		「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う農業農村整備事業に係る留意事項について(一部改正 H24.2.16 事調第 1122 号)」を参照すること。		
5他工事での利用	<p>当該工事で利用できない場合で、近傍の他の工事で利用が可能で、再資源化施設を利用するよりも有利であると判断される場合は、「国等が行う産業廃棄物の再生利用について」(環廃第 6 号 H14.4.2)による協議制度に基づき、再生利用を行う工事の発注者が、産業廃棄物再生利用公共工事計画書を作成し、各総合振興局・振興局等環境部局と協議すること。</p>	<p>他工事での再生利用にあたっては、発生量、発生工事、発生場所、利用工事、利用場所、利用量、利用時期、利用方法等について整理すること。 搬出する工事は、発生量、搬出先、搬出時期、利用工事、利用機関等について特記仕様書で明示すること。 利用する工事は、「○基本的考え方」を踏まえ、利用量、他の廃棄物混入の防止、必要な品質規格、管理方法、残余物の扱い等について特記仕様書で明示すること。</p>		廃掃第 14 条

廃掃：廃棄物処理法 建リ法：建設リサイクル法 要綱：建設副産物適正処理推進要綱

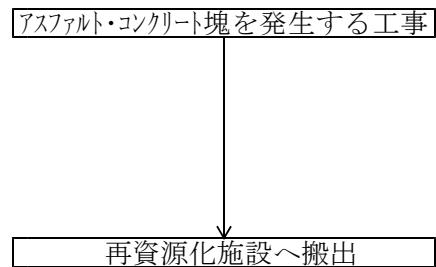
コンクリート塊再利用の留意事項

<p>再利用に係る作業 6 農道整備における凍上抑制層への利用</p>	<p>【再利用(農道整備の凍上抑制層)フロー】</p> <pre> graph TD A[凍上抑制層の材料決定] --> B[80mm級以下粗粒材] B --> C[現場から40kmの範囲内に再資源化施設があるか] C -- No --> D[再生材と新材で最も経済的となるものを使用※1] C -- Yes --> E[再資源化施設に必要量があるか] E -- No --> F[再生材の利用] E -- Yes --> G[施設にある量] G -- 不足量 --> H[新材] </pre> <p>※1 資源化施設が40kmを超える場合でも、新材より経済的であれば再生材を利用する。</p> <p>：設計業務により決定</p> <p>【再利用(農道整備の凍上抑制層)フロー】</p> <ol style="list-style-type: none"> 同一路線については、同一性能の材料とする。 <ul style="list-style-type: none"> 農道整備は、地域及び市町村等の申請事業のため、整備後は、市町村が道路管理者として維持管理を行う。 同一路線について、性質の異なる材料で施工した場合、劣化速度等が異なり、適切な維持管理(修繕)に支障がある。 80mm級以下粗粒材の場合、当初積算時点では、供給の可否にかかわらず、使用可能箇所全量について再生骨材により積算する。 施工時に再資源化施設の供給量を確認し、不足分又は施設に無い場合は、新材の使用とする。 農道設計指針により決定した材料(80mm級以下粗粒材、砂、火山灰)については、同一路線において事業実施中材料単価に差異が生じても材料種別の変更は行わない。 80mm級以下粗粒材の再生材と新材は、同一性能として取り扱う。ただし、再生材と新材を両方使用する場合は、適切な維持管理(修繕)を行えるよう使用箇所を明確にし、財産の引継ぎを行うこと。
---	--

(2) アスファルト・コンクリート塊の処理・再利用フロー

別紙2

【処理フロー】



【処理フローの考え方】

1 アスファルト・コンクリート塊は、再資源化施設への搬出とする。

2 アスファルト・コンクリート塊とは、アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものであり、建設混合廃棄物（例えばアスファルト以外の廃棄物が付着するなどして、分離・分別が著しく困難な廃棄物）は、当フローの対象としない。

【再利用フロー】



【再利用フローの考え方】

1 現場で使用するアスファルト混合物については、現場から40km及び1.5時間の範囲内に再資源化施設があり、工事目的物の品質・規格に適合する場合は、施工時期等を勘案し、再生合材の利用を原則とする。

※1 再資源化施設が40kmを越える場合でも、新材より経済的であれば再生材を利用する。

アスファルトコンクリート塊再利用の留意事項

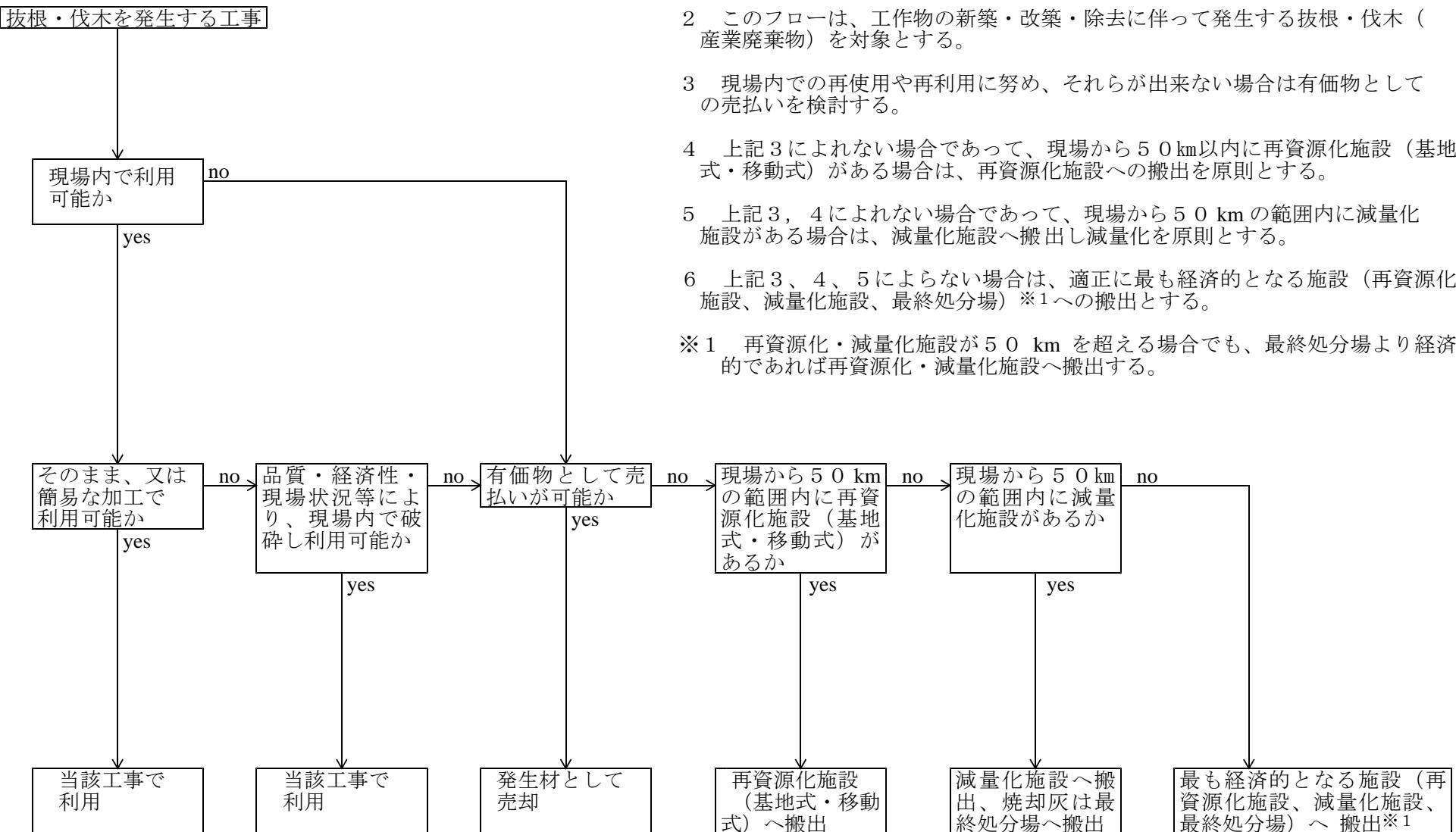
再利用に係る作業	再利用方法	再利用の留意事項		参考法令
		設計業務	監督業務	
1 再資源化施設 1) 再資源化施設への搬出	再資源化施設への搬出を原則とする。	<ul style="list-style-type: none"> 再資源化施設へ指定処分を原則として特記仕様書に明示すると共に、解体費用、再資源化費用及び運搬費用等を適正に積算する。 再資源化施設の許可の有無を確認する。 一時保管が必要な場合、保管施設ガイドラインにより適切に保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法に基づく運搬をしているか確認すること。 1) 排出事業者(元請業者)自ら運搬する場合は、収集運搬業の許可は不要(自らとは、排出事業者の保有している車両で、排出事業者の職員が運送すること。) 2) 排出事業者が運搬を委託している場合は、収集運搬業の許可を受けている業者に委託しているか契約書を確認すること。 なお、契約は二者契約とし、マニフェストを使用して適正に処分されているか確認すること。 	廃掃第12条 〃 14条 〃 15条 要綱第22 〃 23 〃 24 〃 27 保管ガイドライン 原則化ルール
2) 再資源化施設から搬入	リサイクル原則化ルールにより、現場から40km及び1.5時間の範囲内に再資源化施設があり、工事目的物の品質・規格に適合する場合は、施工時期等を勘案し、再生合材の利用を原則とする。	<ul style="list-style-type: none"> 再生合材の規格、混入率等を特記仕様書に明示すると共に、再生資材費用及び運搬費用を適正に積算する。 	<ul style="list-style-type: none"> 再生されて有価物となった資材は、廃棄物処理法の適用を受けないので搬入に当たっては、一般車輌でよい。 	要綱第27 原則化ルール
2建設リサイクル法 (H14.5.30 本格施行)		「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う農業農村整備事業に係る留意事項について(一部改正 H24.2.16 事調第1122号)」を参照すること。		

廃掃：廃棄物処理法 建リ法：建設リサイクル法 要綱：建設副産物適正処理推進要綱

(3) 発生木材（抜根・伐木）の処理・再利用フロー

別紙3

【処理・再利用フロー】



発生木材（抜根・伐木）再利用の留意事項

○基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・抜根・伐木の処理に係る取り扱いについて（H11.3.25 環境第 872 号環境生活部長）により、適正に処理するものとする。 ① 産業廃棄物に該当する抜根・伐木等 工作物の新築・改築及び除去に伴い工事から発生したものであり、最終処分場へ搬出する場合は、管理型最終処分場において適正に処分する。焼却灰についても産業廃棄物として同様の扱いとする ② 一般廃棄物に該当する抜根・伐木等 流木・街路樹の剪定等により発生したものであり、最終処分場へ搬出する場合は、一般廃棄物処分場（市町村管理）において適正に処分する。焼却灰についても一般廃棄物として同様の扱いとする。 一般廃棄物の処理については、廃棄物処理法上、市町村がその処理の責務並びに指示をする権限を有していることに十分留意して協議にあたること。 			
再利用に係る作業	再利用方法	再利用の留意事項	参 考 法 令	
設 計 業 務	監 督 業 務			
1 現地で再使用・再利用 1)そのまま、又は簡易な加工	伐木を小規模な土留め材等として利用	<ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者自ら利用するものに限る。 ・特記仕様書に品質、規格、工法等について明示し、残余物については適正に処理する。 ・現場内での使用であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加工等に伴い発生する残余物は適正に処理すること。 	廃掃第 7 条 〃 12 条 〃 14 条 〃 15 条 要綱第 21
2)可搬式木材破碎施設（自走式破碎機）	現場に可搬式木材破碎施設を搬入し、チップ化し再利用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者が自らが破碎を行わない場合は、廃棄物処理法の処分業の許可を受けた業者に委託すること。 ・自らとは、排出事業者がリース等で破碎施設を現場に搬入後、排出事業者の職員が運転して破碎することをいう。 ・再資源化施設の指定処分を原則として特記仕様書に明示すると共に、再資源化費用及び運搬費用等を適正に積算する。 ・再資源化施設の許可の有無を確認する。 ・一時保管が必要な場合、保管施設ガイドラインにより適切に保管する。 ・再資源化施設の受入条件等を勘案し、解体や分別等の必要性について、検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎施設の稼働時には、騒音、振動規制法を遵守し、残余物は適正に処理すること。 ・設置等に係る取扱いについては、「移動式廃棄物破碎施設の設置等に係る取扱いについて（通知）（循環第 1650 号 H27.2.20）」を確認すること。 ・廃棄物処理法に基づく運搬をしているか確認すること。 <p>1)排出事業者（元請業者）自ら運搬する場合は、収集運搬業の許可是不要（自らとは、排出事業者の保有している車両で、排出事業者の職員が運送すること。） 2)排出事業者が運搬を委託している場合は、収集運搬業の許可を受けている業者に委託しているか契約書を確認すること。 ・契約は二者契約とし、マニフェストを使用して適正に処分されているか確認すること。</p>	
2 再資源化施設（基地式・移動式）への搬出 ・再資源化施設とは、発生木材等をチップ化し、敷料、マルチング材、炭化、肥料、堆肥化等を行う施設をいう。 ・また、焼却熱を利用する施設をいう。	当該現場内で破碎し再利用することが可能であり、再資源化施設より有利な場合を除き、現場から 50 km の範囲内に再資源化施設がある場合は、そこへの搬出を原則とする。（50 km を越える場合でも、再資源化施設に搬入することが資源の有効活用の観点から適切と判断される場合は、運搬距離を適宜運用する。）		廃掃第 7 条 〃 12 条 〃 14 条 〃 15 条 要綱第 22 〃 23 〃 24 〃 28 保管ガイドライン 原則化ルール	

廃掃：廃棄物処理法 建リ法：建設リサイクル法 要綱：建設副産物適正処理推進要綱

発生木材（抜根・伐木）再利用の留意事項

再利用に係る作業	再利用方法	再利用の留意事項		参考法令
		設計業務	監督業務	
3 最終処分場 1) 減量化施設への搬出	現場から 50 km の範囲内に減量化施設がある場合は、最終処分するために減量化施設(焼却)等への搬出とする。 焼却灰は、管理型最終処分場へ搬出とする。	<ul style="list-style-type: none"> 減量化施設は指定処分を特記仕様書に明示すると共に、減量化費用及び運搬費用等を適正に積算する。 減量化施設の許可の有無を確認する。 一時保管が必要な場合、保管施設ガイドラインにより適切に保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法に基づく運搬をしているか確認すること。 契約は二者契約とし、マニフェストを使用して適正に処分されているか確認すること。 	廃掃第 7 条 〃 12 条 〃 14 条 〃 15 条 要綱第 22 〃 23 〃 25 〃 28
	現場から 50 km の範囲内に再資源化・減量化施設が無く、かつ最終処分場が最も経済的となる場合は、最終処分場への搬出とする。	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場は指定処分とし、特記仕様書に明示すると共に、運搬費用等を適正に積算する。 最終処分場の許可の有無を確認する。 一時保管が必要な場合、保管施設ガイドラインにより適切に保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法に基づく運搬をしているか確認すること。 契約は二者契約とし、マニフェストを使用して適正に処分されているか確認すること。 	保管ガイドライン原則化ルール
4 有価物として売り払いする場合		<ul style="list-style-type: none"> 伐根、伐木等に有価物としての資産価値がある場合は売り払いを行う。 この場合、発生材報告を提出し、適正な事務処理を行い所定の手続きを行う。 売り払いは困難であるが、無償譲渡の希望がある場合は、市町村等と協議し、公告等を利用して公平性を確保し譲渡する必要がある。但し、譲渡を希望するものが、現地での受け取り、運搬する場合に限る。この場合も、発生材報告を提出し、適正な事務処理を行う。(解説：無償譲渡希望者の運搬等に係る費用をもって、有価性を評価する。) 		
5 建設リサイクル法 (H14.5.30 本格施行)		「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う農業農村整備事業に係る留意事項について(一部改正 H24.2.16 事調第 1122 号)」を参照すること。		

廃掃：廃棄物処理法 建リ法：建設リサイクル法 要綱：建設副産物適正処理推進要綱

発生木材（抜根・伐木）再利用の留意事項

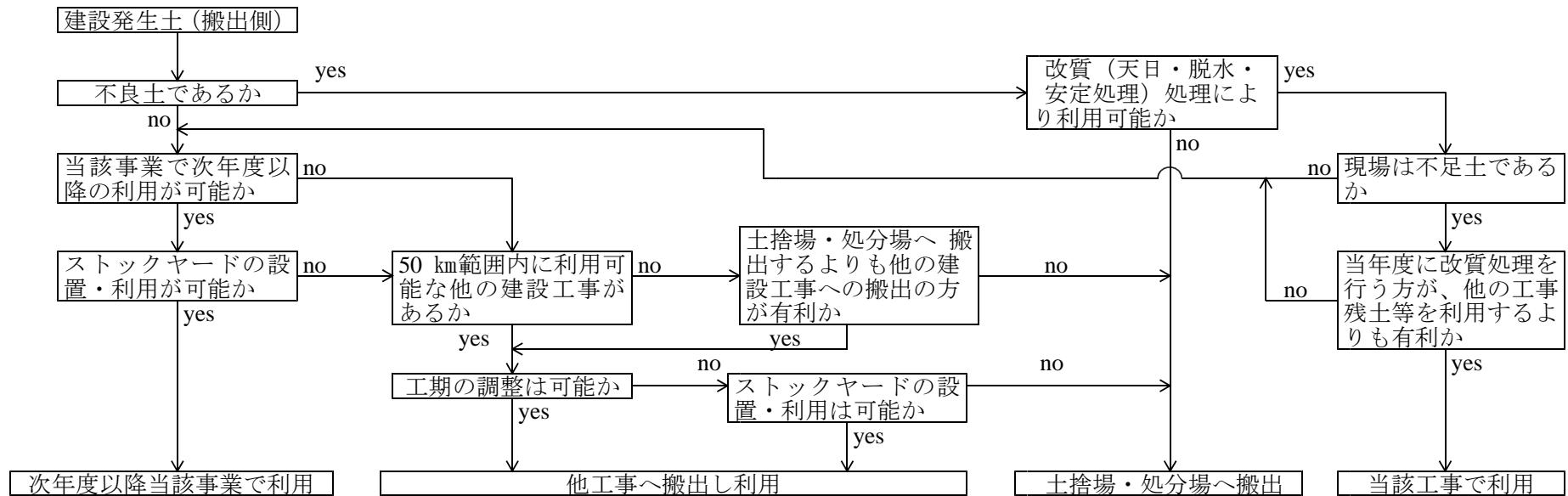
再利用に係る作業	再利用方法	再利用の留意事項		参考法令
		設計業務	監督業務	
6他工事での利用	当該工事で利用できない場合で、近傍の他の工事で利用が可能で、再資源化施設を利用するよりも有利であると判断される場合は、「国等が行う産業廃棄物の再生利用について」(H14.4.2 環廃第6号)による協議制度に基づき、再生利用を行う工事の発注者が産業廃棄物再生利用公共工事計画書を作成し、各総合振興局・振興局等環境部局と協議すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・他工事での再生利用にあたっては、発生量、発生工事、発生場所、利用工事、利用場所、利用量、利用時期、利用方法等について整理すること。 ・搬出する工事は、発生量、搬出先、搬出時期、利用工事、利用機関等について特記仕様書で明示すること。 ・利用する工事は、「○基本的考え方」を踏まえ、利用量、他の廃棄物混入の防止、必要な品質規格、管理方法、残余物の扱い等について特記仕様書で明示しなければならない。 		
7抜根・伐木及び伐開物の一時保管について		<ul style="list-style-type: none"> ・必ず関係総合振興局・振興局等環境部局と事前協議を行うものとする。 ・ストックするヤードは、原則として工事現場の隣接場所とし、周辺に住宅地、教育施設、福祉施設がある場所に設置しないこと。 ・抜根・伐木については、廃掃に基づく「産業廃棄物の保管施設ガイドライン」を遵守すること。伐開物についても準じて行うこと。なお、抜根等の保管で汚水が発生するおそれがある場合は、不透水性の床面で保管すること。 ・抜根、伐木、伐開物が飛散流出等、生活環境の保全上の支障がないよう維持管理すること。(支障が生じた場合は、保管中止となる場合がある) ・大量の抜根を長期に保管することは好ましくないため、少なくとも1年に一度程度は再生利用又は処分を行い、保管量を減らすこと。 また、保管にあたっては、放置、不法投棄とみなされるような保管は行わないものとし「農業農村整備事業における建設発生土等のストックヤード及び処分ヤードの取扱い」(一部改正 H23.11.1 施管第 699 号)を遵守すること。 		

廃掃：廃棄物処理法 建リ法：建設リサイクル法 要綱：建設副産物適正処理推進要綱

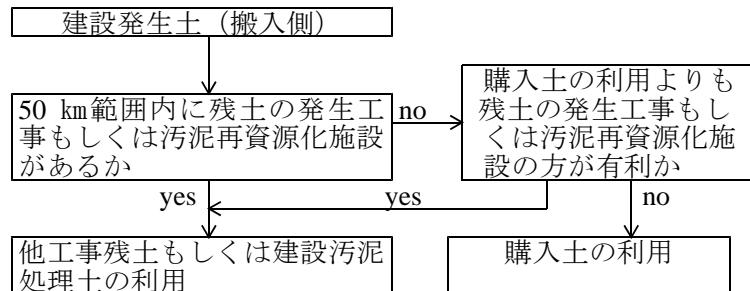
(4) 建設発生土の処理・再利用フロー

別紙4

【処理フロー】



【再利用フロー】



【再利用フローの考え方】

- 1 現場から50kmの範囲内、もしくは経済的に有利な残土の発生する他の工事や、建設汚泥再資源化施設がある場合は、そこからの搬入を原則とする。

【処理フローの考え方】

- 1 建設発生土は土砂であり廃棄物処理法の廃棄物に該当しない。(建設汚泥を除く)
- 2 計画・設計段階において、切土盛土の土工量のバランスを考慮した設計等を行い、残土の発生や搬出の抑止に努める。
- 3 不良土であっても現場が不足土の場合は、不良土の改質処理や他工事残土等の利用を検討し、当該現場に有利な工法を選択する。
なお、他の工事残土等を利用する場合の考え方は再利用フローによること。
- 4 当該事業でのストックヤードの設置(民地の借用も可)を検討し、搬出の抑制や他工事への流用に努める。
- 5 現場から50kmの範囲内、もしくは経済的に有利で利用可能な他の工事がある場合は、そこへ搬出することとし、引き渡し条件を搬出側と搬入側で協議し実施する。
しかし、搬出に際し工程等によりストックヤード等を設ける場合は、搬出側はヤードまでの運搬費を、搬入側はヤードからの運搬費を負担とする。
また、大土量、長距離等の場合は、別途協議し協定等を定めた場合は、この限りではない。
- 6 民間工事等への搬出は「官民一体となった土砂バンク(試行)」(以下、「土砂バンク」)によるものとする。

建設発生土の再利用の留意事項

再利用に係る作業	再利用方法	再利用の留意事項		参考法令
		設計業務	監督業務	
1他工事への搬出	<ul style="list-style-type: none"> ・現場から 50 kmの範囲内に利用可能な他の工事現場がある場合は、土質、受け入れ時期等を調整して搬出する。 (50km を越える場合でも、資源の有効活用及び経済的に適切と判断される場合は、運搬距離を適宜運用する。) ・現場周辺における他の工事箇所、時期等については各地方協議会等を利用して情報の収集に努め工事間利用を促進する。 ・所管部局内工事及び他機関公共工事への搬出で調整する場合はこれを優先し、土砂バンクを利用する場合は、民間工事も含めて搬出先を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定処分を原則として特記仕様書に明示と共に、運搬費等を適正に積算する。 ・発生土の運搬については下記を原則とする。 但し、協定等により別に定めがある場合は、この限りではない。 [直接工事間流用] 引き渡し条件を搬出側と搬入側間で協議し実施する。 [ストックヤード利用] 工程調整等のためストックヤードを設置した場合は下記とする。 ・発生側 発生場所からストックヤードまでの運搬を行う。 ・利用側 ストックヤードから利用場所までの運搬を行う。 ・「道営農業農村整備事業における建設発生土等のストックヤード及び処分ヤードの取扱いについて」(H13.3.30 設計第1862号農政部長)及び「建設発生土の土捨て場・処分場の決定について」(H18.9.4 事務連絡 事業調整課主幹)により検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書等で明示した内容に適合しているか、又、共通仕様書に準拠しているか確認すること。 	要綱第16 " 17 " 18 " 19
2一時保管 1)次年度以降当該事業で利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックヤードを当該事業で設置し、一時保管後、計画に基づき盛土等に再利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保管の場所から飛散、流出及び水質汚濁等による周辺環境に影響が発生しないように適切に管理すること。 ・必要に応じ、周囲に囲いを設け、保管場所であることの看板(保管場所である旨、建設副産物の種類、保管の期間、管理者名、連絡先)を掲示し、出入り口の施錠等を設置する等適切に管理すること。 ・ストックヤードの設置場所、規模等を特記仕様書等に明示するとともに、必要な経費を適正に積算する。 ・利用用途毎の土質別ストックに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書等の内容に適合しているか確認すること。 ・発生土に他の廃棄物が混入していないか確認すること。 ・利用用途ごとの土質別にストックされているか確認すること。 	要綱第17

廃掃：廃棄物処理法 建リ法：建設リサイクル法 要綱：建設副産物適正処理推進要綱

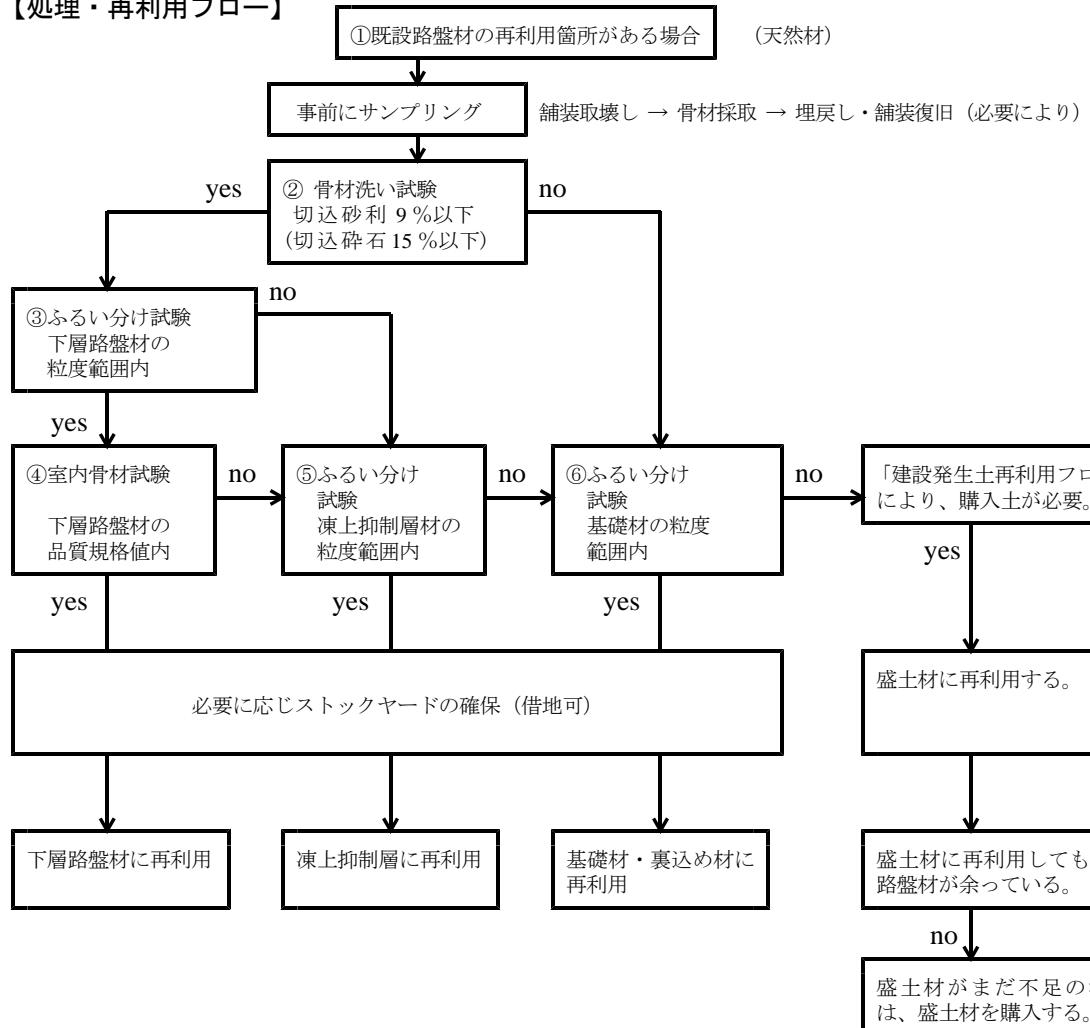
建設発生土の再利用の留意事項

再利用に係る作業	再利用方法	再利用の留意事項		参考法令
		設計業務	監督業務	
2)他工事へ搬出し利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックヤードの設置、利用は当該年度内を原則とする。但し、土砂の利用計画が確定(量、時期等)しており、ストックヤードの設置期間が限定される場合についてはこの限りではない。 ・工程調整等のため、ストックヤードを設置する必要がある場合は、搬出側で設置することを原則とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保管の場所から飛散、流出及び水質汚濁等による周辺環境に影響が発生しないように適切に管理すること。 ・必要に応じ、周囲に囲いを設け、保管場所であることの看板(保管場所である旨、建設副産物の種類、保管の期間、管理者名、連絡先)を掲示し、出入り口の施錠等を設置する等適切に管理すること。 ・ストックヤードの設置場所、規模等を特記仕様書等に明示するとともに、必要な経費を適正に積算する。 ・利用用途毎の分別ストックに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書等の内容に適合しているか確認すること。 ・発生土に他の廃棄物が混入していないか確認すること。 ・利用用途ごとの土質別にストックされているか確認すること。 	要綱第17
3 不良土 (泥土ではないが、必要な強度を有しない発生土)	<ul style="list-style-type: none"> ・発生した不良土は、改質(天日乾燥、脱水、安定処理)により、必要な品質に改善できる場合、次年度以降の利用を含め、当該現場での利用を検討すること。また、当該年度に利用する場合、他工事残土等と比較し有利な工法を選択すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改質工法については「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等により、適切な工法を選択するものとする。 ・土砂の流失及び飛散防止、悪臭発散防止に十分に留意する。 ・安定処理及び改質土の利用にあつては、環境基準等に伴う必要な試験について適正に積算する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用にあたっては「発生土利用基準について」・「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等により、工事目的物が要求する必要な強度、施工方法、要件が遵守されているか確認すること。 ・安定処理及び改質土の利用にあたっては、水質の変化や周辺環境保全上支障が生じないよう配慮すること。 ・また、それらの利用にあたっては、土壤の汚染に係る環境基準(環境庁告示46号H3.8.23)及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の土壤含有量基準を満たすものであること。 ・セメント安定処理にあたっては、「六価クロム溶出試験(農業土木工事施工管理基準VI参考2試験方法)」により溶出試験を実施し、環境基準等を満たすセメント及びセメント系固化剤を使用すること。 	
4 有害物質	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質の含有の恐れがある建設発生土については、「5泥土・建設汚泥の処理・再利用フロー」によること。 			

(4) - 1 建設発生土（既設路盤材）の処理・再利用フロー

別紙4-1

【処理・再利用フロー】



【処理・再利用フローの考え方】

- 1 再利用箇所があつて、さらに既設路盤の掘削がある場合は、事前にサンプリングを行い、骨材の洗い試験等を実施し、再利用・再生利用を検討すること。
- 2 既設路盤材が、下層路盤材・凍上抑制層材等の品質規格に適合する場合、工事工程等を考慮の上、可能な限り再利用すること。
- 3 既設路盤材が、当該工事で骨材の品質基準から再利用できず、既設路盤材の洗い試験値が、9%を超える25%以下の範囲内にある切込砂利については、フローにより、盛土材として利用するか、再生処理施設へ搬出し下層路盤材・凍上抑制層材等として再利用材として使用することにより、可能な限り利用すること。

再生処理施設^{*}： 洗浄・粒度調整設備を有する切込砂利製造プラントの内、既設路盤材を再生処理する施設。
なお、洗い試験値が25%を超える切込砂利（15%を超える切込碎石）は再生処理施設へ搬出しないこと。ただし、プラントが受入可能であれば搬出も検討すること。

建設発生土（既設路盤材）の再利用の留意事項

再利用に係る作業	再利用方法	再利用の留意事項		参考法令
		設計業務	監督業務	
1 現場内利用	既設路盤材は、事前にサンプリングを行い、骨材試験等を実施し、下層路盤材・凍上抑制層材等の品質規格に適合する場合は、工事工程等を考慮の上、現場内利用することを原則とする。	<ul style="list-style-type: none"> 施工工程等により仮置きヤードが必要な場合があるので留意すること。 工事工程上、当該工事で再利用できない場合、次年度以降工事での再利用を検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂、廃棄物等の不純物が混入しないよう確認すること。 	
一時仮置	施工工程等により、仮置きヤードを設置する場合は、現場内に設置することを原則とする。ただし、現場内が狭小な場合や周辺状況等によりヤードが設置できない場合は、現場外に設置（借地等可）してもよい。	<ul style="list-style-type: none"> 保管の場所から飛散、流出及び水質汚濁等による周辺環境に影響が発生しないように適切に管理すること。 必要に応じ、周囲に囲いを設け、保管場所であることの看板（保管場所である旨、建設副産物の種類、保管の期間、管理者名、連絡先）を掲示し、出入り口の施錠等を設置する等適切に管理すること。 ストックヤードの設置場所、規模等を特記仕様書等に明示するとともに、必要な経費を適正に積算する。 利用用途毎の土質別ストックに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 再利用するまでの期間に流出、飛散及び水質汚濁等が発生しないことと既設路盤材の品質に劣化が生じないよう適切に管理されているか確認すること。 仮置きヤード周辺に飛散していないか確認すること。 土砂や有害な雑物及び産業廃棄物が、混入していないか確認すること。 	
2 他工事利用	既設路盤材について事前サンプリングによる骨材試験等の結果、下層路盤材等の品質規格に適合し、当該事業で再利用することができない場合、他工事での再利用を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 仮置きヤードが必要な場合は、他工事の利用量等を整理し、必要な量のみを仮置きすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 既設路盤材の掘削・集積・運搬・施工を実施することにより、飛散・流出等が発生しないよう留意するとともに、周辺生活環境衛生上支障のないよう配慮すること。 	
3 再生処理施設へ搬出	既設路盤材について、事前サンプリングの骨材試験結果から、次の場合で50km以内に再生処理施設がある場合は、既設路盤材の有効利用について（一部改正 H25.1.28 事調第 1013 号）（土地改良事業等適用積算資料参照）により再生材等を切込砂利と	<ul style="list-style-type: none"> 既設路盤材の有効利用について（一部改正 H25.1.28 事調第 1013 号）（土地改良事業等適用積算資料参照）により適正に積算すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 搬出する既設路盤材に、土砂・廃棄物等の不純物が混入しないよう確認すること。 既設路盤材の有効利用について（一部改正 H25.1.28 事調第 1013 号）（土地改良事業等適用積算資料参照）により確認すること。 	

廃掃：廃棄物処理法 建リ法：建設リサイクル法 要綱：建設副産物適正処理推進要綱

建設発生土（既設路盤材）の再利用の留意事項

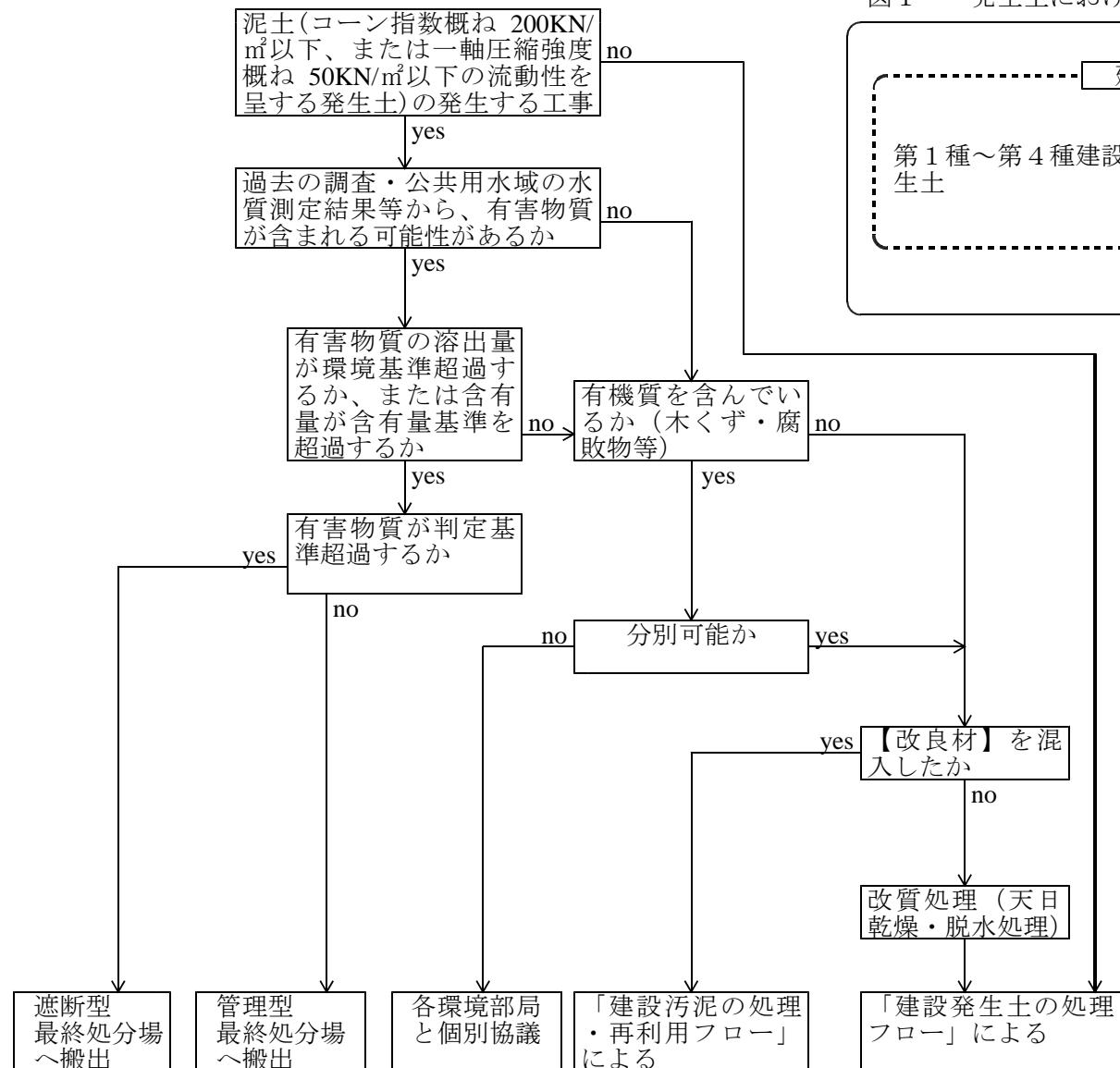
再利用に係る作業	再利用方法	再 利 用 の 留 意 事 項		参考法令
		設 計 業 務	監 督 業 務	
	<p>して下層路盤材、凍上抑制層材等として再利用することを検討する。</p> <p>①既設路盤材が、骨材の品質基準から再利用できない場合で、既設路盤材の洗い試験値が、9%を超える25%以下の範囲内にある切込砂利の場合</p>			

廃掃：廃棄物処理法 建リ法：建設リサイクル法 要綱：建設副産物適正処理推進要綱

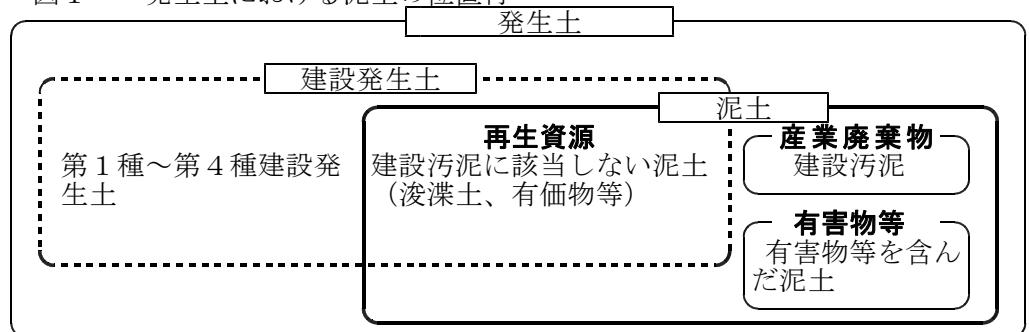
(5) 泥土・建設汚泥の処理・再利用フロー

別紙 5

【泥土の処理・再利用フロー】



○発生土の内、泥土・建設汚泥の関係を図1に示す。
図1 発生土における泥土の位置付



【処理・再利用フローの考え方】

1 有害物質が環境基準以上であり、かつ判定基準以上のものは遮断型最終処分場へ、判定基準以下であるものは、管理型最終処分場へ搬出する。

2 有機質を含み、分別が出来ない場合は、各環境部局と処分方法(処分する場合の処分場の種類(土捨て場も含む)・有機質を含んだ場合の工事利用方法等)について個別協議すること。

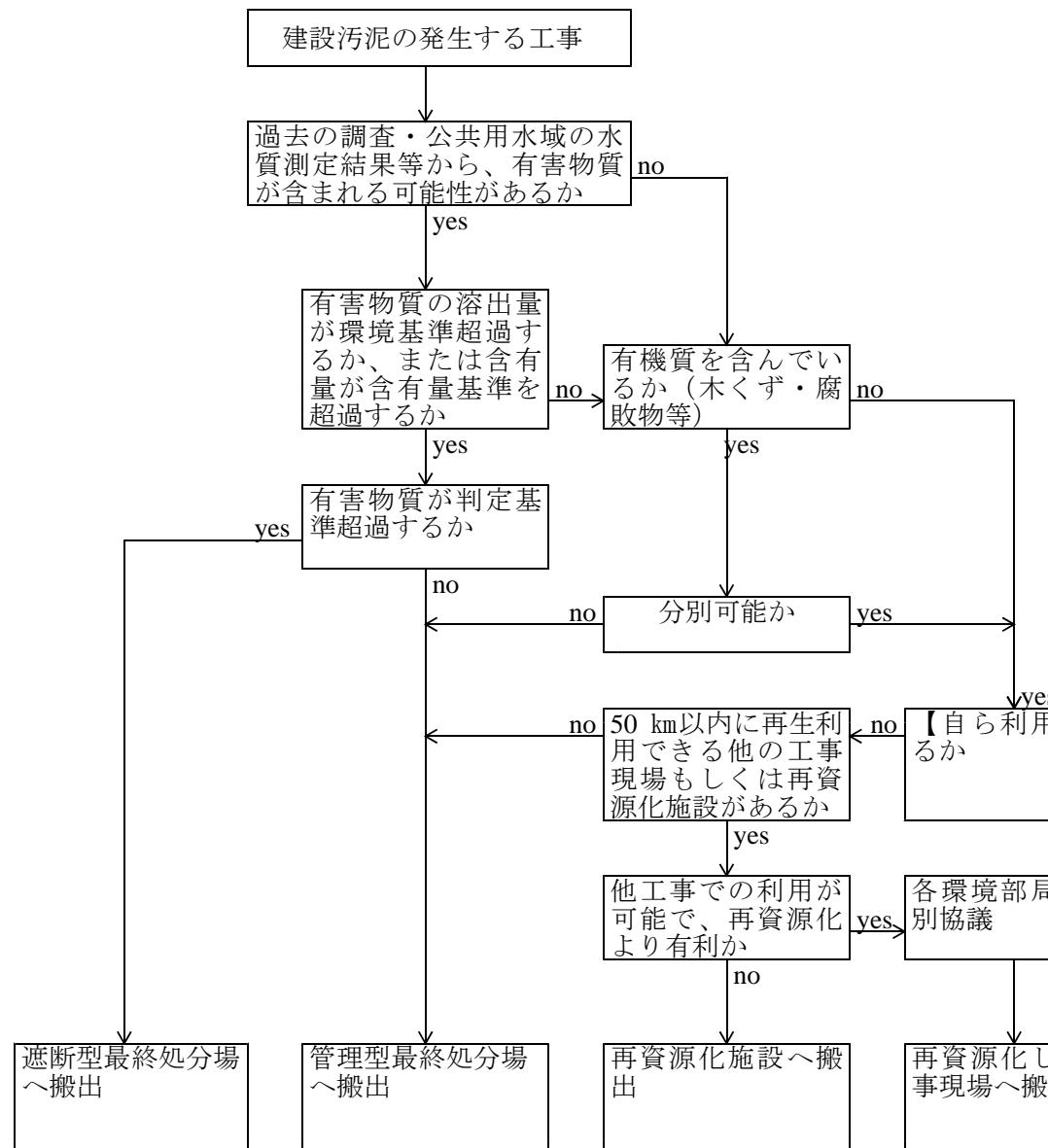
3 改良材を使用せず、乾燥・脱水により改質処理を行った泥土は、建設発生土として取り扱う。

4 改良材を混入した泥土は、建設汚泥として取り扱う。

※ 【有機質の含有】：熱しやすく減量5%以下であれば、有機質を含まないものと判断する。なお、5%を超える場合における有機質の含有の判断については、各環境部局と個別協議すること。

【改良材】：土と混合し土の性質を改良するものの総称。(化学的に固化する固化材、吸水あるいは凝集により改質する高分子系土質改良剤等)

【建設汚泥の処理・再利用フロー】



【処理・利用フローの考え方】

- 1 発生土の内、いつまでも泥状の状態を呈するものは全て建設汚泥として取り扱う。
- 2 建設汚泥の処理・再利用に関しては、北海道地方建設汚泥利用マニュアル（北海道地方建設副産物対策連絡協議会）に基づき実施すること。
- 3 有害物質が環境基準以上であり、かつ判定基準以上のものは遮断型最終処分場へ、判定基準以下であるものは、管理型最終処分場へ搬出する。
- 4 有機質を含み、分別が出来ない場合は、管理型最終処分場へ搬出する。
- 5 改質処理を行い、【自ら利用】を原則とする。
- 6 【自ら利用】出来ない場合、他の工事現場もしくは再資源化施設に搬出することを原則とする。
- 7 舗装切断作業時に発生する汚泥の処理についても、本フローにより適正に処分すること。
「舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法の徹底について(技術管理課事務連絡 H28.3.28 改訂 H28.5.6)」を確認すること。

※【自ら利用】：排出事業者自らが、当該工事区域内で改質処理を行い、当該工事で利用することをいう。

【有機質の含有】：熱しやすく減量5%以下であれば、有機質を含まないものと判断する。なお、5%を超える場合における有機質の含有の判断については、各環境部局と個別協議すること。

泥土・建設汚泥の再利用の留意事項

1 泥土の定義

- 泥土の定義は下表のとおりである。

表-1 泥土の定義

- ・粒子が直径 74 マイクロメートルを超える粒子を概ね 95 %以上含まないもの。
- ・泥土に該当する泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みできず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態を土の強度を示す指標でいえば、コーン指数が概ね 200 KN/m²以下又は一軸圧縮強度が概ね 50 KN/m²以下である。しかし、掘削物を標準仕様ダンプトラック等に積み込んだ時には泥状を呈していない掘削物であっても、運搬中の練り返しにより泥状を呈するものもある。

建設廃棄物処理指針(環境省環廃産第 110329004 号 H23.3.30)

表-2 土質区分基準

区分	細区分	コーン指数 qc (kN / m ²)	土質材料の工学的分類			含水比(地山) Wn(%)
			大分類	中分類	土質[記号]	
泥土	泥土 a	200 未満	砂質土	細粒分まじり砂 [SF]		—
	泥土 b		粘性土	シルト[M]、粘土[C]	80 %程度以上	—
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 [V]		—
	泥土 c		有機質土	有機質土[O]	80 %程度以上	—
			高有機質土	高有機質土[Pt]		—

発生土利用基準について(国官技第 112 号他 H18.8.10)

再利用に係る作業	再利用方法	再利用の留意事項		参考法令
		設計業務	監督業務	
2 泥土の処理	・天日乾燥及び脱水処理を行い、建設発生土として再利用に努めることとし、また、利用しない場合であっても、減量化を図る。	・天日乾燥及び脱水処理を行い建設発生土として再利用に努めるとともに、処理費用等については、適正な積算を行う。 ・利用にあたっては、「発生土利用基準について」によるものとする。	・利用にあたっては、「発生土利用基準について」により、工事目的物が要求する必要な強度、施工方法、要件が遵守されているか確認すること。	要綱第 16 〃 17 建リ法第 6 条

泥土・建設汚泥の再利用の留意事項

3 建設汚泥の定義

- 建設汚泥とは、建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物及び泥水のうち廃棄物処理法に規定する産業廃棄物として取り扱われるものであり、表1に該当する性状のものである。

表-1 建設汚泥の定義

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・建設汚泥に該当する泥状の状態とは、標準仕様のダンプトラックに山積みできず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態を土の強度を示す指標でいえば、コーン指数がおおむね 200KN/m^2 以下または一軸圧縮強度が 50kN/m^2 以下である。しかし、掘削物を標準仕様ダンプトラック等に積み込んだ時には泥状を呈していない掘削物であっても運搬中の練り返しにより泥状を呈するものもある。 ・土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行うものとする。掘削工事から排出されるとは、水を利^用し、地山を掘削する工法においては、発生した掘削物を元の土砂と水に分離する工程までを、掘削工事としてとらえ、この一体となるシステムから排出される時点で判断することとなる。 |
|---|

建設廃棄物処理指針(環境省環廃産第 110329004 号 H23.3.30)

- 建設汚泥の分類とそれぞれの性状を表-2に示す。発生土利用基準（国官技第112号他 H18.8.10）の土質区分基準では、泥土をその土質性状により泥土a、泥土b、泥土cに分類しているが、今回建設汚泥を含水状態および自硬性の有無により非自硬性汚泥（泥水状汚泥、泥土状汚泥）および自硬性汚泥に分類した。建設汚泥はその発生工法により性状が異なり、性状の違いにより前処理や処理工法が異なる。

表-2 建設汚泥の分類

分類		性状
非 自 硬 性 汚 泥	泥水状汚泥	連続地中壁工法や泥水式シールド工法の余剰あるいは使用済みとなった泥水のように含水比の高い建設汚泥。機械式脱水により減量化可能。
	泥土状汚泥	泥土圧シールド工法の排土のように比較的含水比が低い建設汚泥。機械式脱水は困難、天日乾燥および安定処理等は可能。
	自硬性汚泥	ソイルセメント壁工法や高圧噴射搅拌工法等より発生する排泥のように、セメント等を多量に含み、放置すれば固結する建設汚泥。

建設汚泥再生利用マニュアル(H20.12 (独) 土木研究所)

- 土砂か汚泥かの判断が難しい場合は、下記の各環境部局に事前に確認すること。

- ①札幌市：環境局環境事業部事業廃棄物課
- ②函館市：環境部環境対策課
- ③旭川市：環境部環境対策課
- ④その他の市町村：各総合振興局・振興局環境生活課

泥土・建設汚泥の再利用の留意事項

再利用に係る作業	再利用方法	再利用の留意事項		参考法令
		設計業務	監督業務	
4 建設汚泥の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・建設汚泥については、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(H18.6.12 国官技第46号他)及び「建設汚泥の再生利用に関する実施要領」(H18.6.12 国官技第48号他)により、【自ら利用】に積極的に取り組むこととし、「建設工事等から発生する土砂由来の無機性汚泥の再生利用に係る取り扱いについて」(循環第1887号 H28.3.25)及び「産業廃棄物由來のものを土質材料として利用利用する場合における留意事項について」(H20.3.31 循環第1796号)について十分留意すること。 また、それらに伴う必要な試験について適正に積算をする。 ・【自ら利用】及び再資源化施設への搬出、他の工事での利用が出来ない工事については廃棄物処理法により適正に処理すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用にあたっては、「発生土利用基準について」(国官技第112号他 H18.8.10)、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(国官技第46号他 H18.6.12)等によるものとする。 ・自ら利用する場合は、特記仕様書に明示すると共に、必要な費用を適正に積算する。 ・再資源化施設及び最終処分場へ搬出する場合は、特記仕様書に明示すると共に、処理費用及び運搬費用等を適正に積算する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・【自ら利用】を行う場合には、適正な再生利用を図るため、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(国官技第46号他 H18.6.12)等に定められている「建設汚泥再生利用計画書」を作成し、実施状況を記録する。なお【自ら利用】を行う場合、各環境部局に提出書類の有無等に関する確認を行うこと。 ・安定処理及び改質土の利用にあたっては、水質の変化や周辺環境保全上支障が生じないよう配慮すること。 また、それらの利用にあたっては、土壤の汚染に係る環境基準(環境庁告示46号 H3.8.23)及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の土壤含有量基準を満たすものであること。 ・セメント安定処理にあたっては、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領(案)」(国官技第16号他 H13.4.20)等により溶出試験を実施し、環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の土壤含有量基準を満たすセメント及びセメント系固化剤を使用すること。 	廃掃第12条 〃 14条 〃 15条 要綱第22 〃 23 〃 24 〃 25 〃 29 建リ法第6条

廃掃：廃棄物処理法 建リ法：建設リサイクル法 要綱：建設副産物適正処理推進要綱

泥土・建設汚泥の再利用の留意事項

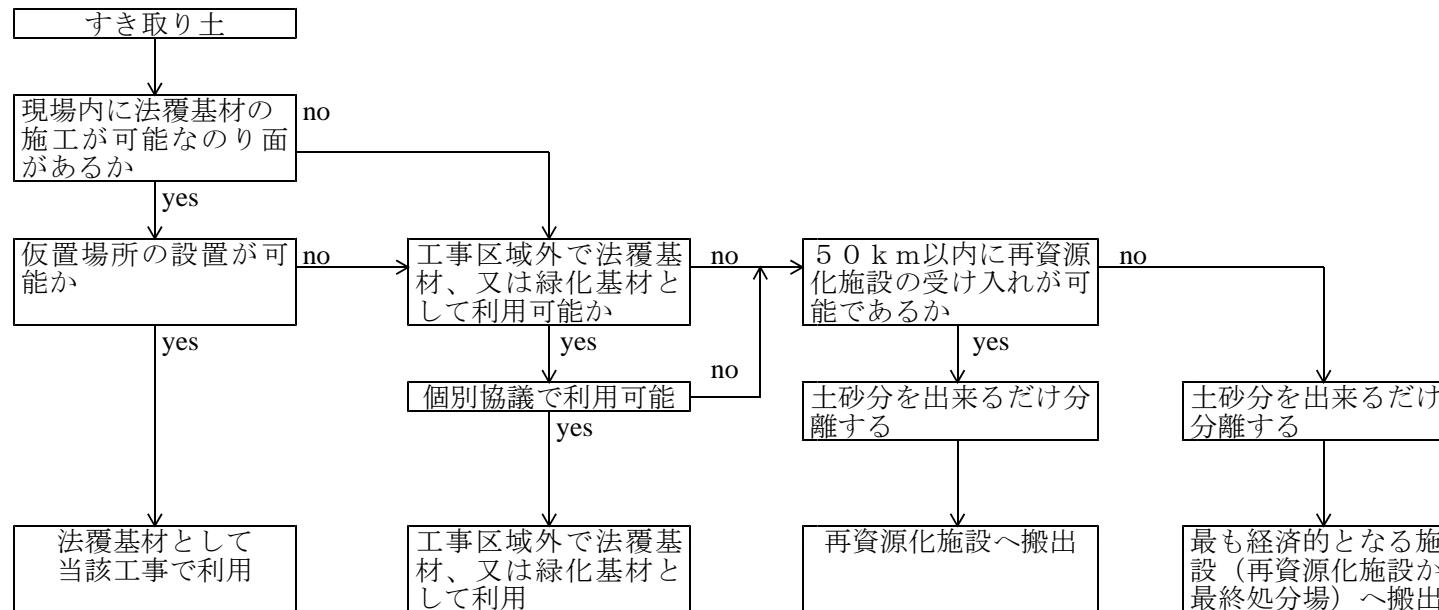
再利用に係る作業	再利用方法	再利用の留意事項		参考法令
		設計業務	監督業務	
5 有害物質	有害物質とは、「土壤の汚染に係る環境基準」(以下「環境基準」という。)(環境省告示第37号H22改正)及び「土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準(以下「含有量基準」という。)及び「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」(以下「判定基準」という。)(環境省令第36改正H18)に規定される有害物質をいう。 環境基準を超過するか含有量基準を超過する泥土及び建設汚泥については、環境基本法(法律第47号H24改正)第16条第1項及び水質汚濁防止法(法律第105号H23改正)第15条より、「土壤・地下水汚染に係る調査・対策指針」(環境庁水質保全局H11,1) (以下「対策指針」という。)及び「指定区域から搬出する汚染土壤の取り扱いについて」(環境省環境管理局水環境部土壤環境課長 H17.5.19 環水土第050519002号)によることとし、遮断型最終処分場または、管理型最終処分場において適正に処分すること。 遮断型最終処分場または、管理型最終処分場の受け入れ条件等により受け入れが困難な場合(大量に発生し処分場の受け入れ可能量を超過する等)は、対策指針により、適正に対策を講じ、最終処分場への搬出量の抑制に努めること。			
6 一時保管	・現場内及びストックヤードで一時保管する場合は、「産業廃棄物の保管施設ガイドライン」により、適切に保管する。	・保管の場所から飛散、流出及び水質汚濁等による周辺環境に影響が発生しないように適切に管理すること。 ・周囲に囲いを設け、保管場所であることの看板(保管場所である旨、保管の期間、管理者名、連絡先、最大積み上げ高さ、保管(可能)量)を掲示し、出入り口の施錠等を設置する等適切に管理すること。 ・一時保管の設置場所、規模等を特記仕様書等に明示するとともに、必要な経費を適正に積算する。	・特記仕様書等に明示された事項等が適切に処置されているか確認すること。	廃掃第12条 要綱第20 〃29 保管ガイドライン
7 他工事での利用	当該工事で利用できない場合で、近傍の他の工事で利用が可能で、再資源化施設を利用するよりも有利であると判断される場合は、「国等が行う産業廃棄物の再生利用について」(H14.4.2 付け環廃第6号)による協議制度に基づき、再生利用を行う工事の発注者が、産業廃棄物再生利用公共工事計画書を作成し、各総合振興局・振興局等環境部局と協議すること。	・他工事での再生利用にあたっては、発生量、発生工事、発生場所、利用工事、利用場所、利用量、利用時期、利用方法等について整理すること。 ・搬出する工事は、発生量、搬出先、搬出時期、利用工事、利用機関等について特記仕様書で明示すること。 ・利用する工事は、「○基本的考え方」を踏まえ、利用量、他の廃棄物混入の防止、必要な品質規格、管理方法、残余物の扱い等について特記仕様書で明示しなければならない。	・廃棄物処理法に基づく運搬をしているか確認すること。	廃掃第14条 要綱第29

廃掃：廃棄物処理法 建リ法：建設リサイクル法 要綱：建設副産物適正処理推進要綱

(6) すき取り土の処理・再利用フロー（特定外来生物の生きている器官は除く）

別紙6

【処理・再利用フロー】



【処理・再利用フローの考え方】

- 1 すき取り土とは、すき取り物（草類の根等の一般廃棄物）を含む表土で、法覆基材として【自ら利用】（排出事業者自らが、当該工事区域内で改質処理を行い、当該工事で利用することをいう。）する場合に限り、一般廃棄物として扱わない。
- 2 個別協議：【自ら利用】ができない場合は、一般廃棄物として扱い、法覆基材、又は緑化基材として利用することについて関係市町村と協議する。（各市町村ごとの対応が異なるため留意すること。）
- 3 法覆基材：すき取り土のみ（新たな種子等を混入しない）を用いて、厚さにより、法面等を覆い保護する基材。
- 4 緑化基材：すき取り土に種子等を播子・混入・吹き付け等を行い、緑化植生により、法面等を覆い保護する基材。
- 5 すき取り土が利用できない場合は、現場で出来るだけ土砂分を除くなどして減量化を図り、再資源化施設等へ搬出する。
- 6 再資源化施設：一般廃棄物の処分業の許可を有する堆肥化施設等をいう。
- 7 最終処分場：市町村が管理し運営する一般廃棄物の最終処分場または、市町村からの処分業の許可を有する最終処分場。

すき取り土の再利用の留意事項

再利用に係る作業	再利用方法	再利用の留意事項		参考法令
		設計業務	監督業務	
1 現場内利用	すき取り土は、法面の早期植生の必要性や現場状況等に留意し、法覆基材として現場内で自ら利用することを原則とする。	<ul style="list-style-type: none"> すき取り土は、「すき取り土再利用暫定基準」(H20.2.12 北海道農政部制定)による利用であること。 残余物等が発生した場合は、再資源化施設等に適切に処理すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の植生が繁茂している部分を利用すること。 草根と土砂が概ね均一になるように配慮されていること。 不良土壤や有害な雑物（ゴミ・空き缶など）は、除却されていること。 すき取り土の掘削、集積、運搬施工を実施することにより飛散・流出等が発生しないように留意するとともに、周辺生活環境衛生上支障のないよう配慮すること。 	
		すき取り土は、次の通達による利用であること。 •「抜根・伐木の処理に係る取扱いについて」 (H11.3.25 環廃第 872 号 環境生活部長) •「抜根・伐木の処理に係る取扱いの留意事項について」 (H11.9.7 環廃第 468 号 環境生活部環境室廃棄物対策課長) •「工作物の新設、改築又は除去に伴って生じた根株、伐採木及び末木枝条の取扱について」 (H11.11.10 衛産第 81 号 厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長) •「工作物の新設、改築又は除去に伴って生じた根株、伐採木及び末木枝条の取扱いについて」 (H12.2.8 環廃第 849 号 環境生活部長)		
一時仮置	すき取り土を利用する場合は、現場内に仮置きヤード設置することを原則とする。ただし、現場内が狭小な場合や周辺状況等によりヤードが設置できない場合は、現場外に設置（借地等可）してもよい。	<ul style="list-style-type: none"> 保管の場所から飛散、流出及び水質汚濁等による周辺環境に影響が発生しないように適切に管理すること。 必要に応じ、周囲に囲いを設け、保管場所であることの看板（保管場所である旨、建設副産物の種類、保管の期間、管理者名、連絡先）を掲示し、出入り口の施錠等を設置する等適切に管理すること。 仮置きヤードの設置場所、規模等を特記仕様書等に明示するとともに、必要な経費を適正に積算すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用するまでの期間に流出、飛散及び水質汚濁等が発生しないこととすき取り土の品質の劣化が生じないよう適切に管理されているか確認すること。 仮置きヤード周辺に飛散していないか確認すること。 不良土壤や有害な雑物及び産業廃棄物が、混入していないか確認すること。 	
2 工事区域外での利用	工事区域外で緑化が必要である箇所があり、すき取り土が法覆基材、又は緑化基材として利用できる場合は、関係市町村の環境部局と協議を行い許可を得て利用する。	<ul style="list-style-type: none"> すき取り土は、「すき取り土再利用暫定基準」(H20.2.12 北海道農政部制定)による利用であること。 利用可能量を把握し、必要な量のすき取り土を利用することとし、残余物等が発生した場合は、再資源化施設等で適切に処理すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 植生管理基準の規定により管理する。 植生の繁茂するまでの期間は、流出、飛散及び水質汚濁等の周辺環境保全上影響が発生しないよう留意すること。 特記仕様書に記載された事項が遵 	

廃掃：廃棄物処理法 建リ法：建設リサイクル法 要綱：建設副産物適正処理推進要綱

すき取り土の再利用の留意事項

再利用に係る作業	再利用方法	再利用の留意事項		参考法令
		設計業務	監督業務	
		<ul style="list-style-type: none"> ・十分な緑化が確保されるよう必要な措置を講ずること。 ・利用にあたっては、流出、飛散及び水質汚濁等の周辺環境保全上影響が発生しない利用であること。 ・個別協議により、条件が付加された場合、設計図書に必要な特記仕様書を添付すること。 	<p>守されているか確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法に基づく運搬をしているか確認すること。 <p>1)排出事業者(元請業者)自ら運搬する場合は、収集運搬業の許可は不要(自らとは、排出事業者の保有している車両で、排出事業者の職員が運送すること。)</p> <p>2)排出事業者が運搬を委託している場合は、収集運搬業の許可を受けている業者に委託しているか契約書を確認すること。</p>	
3 再資源化施設へ搬出	工事等で有効利用ができない場合で、50km以内に一般廃棄物処分業の許可を有する再資源化施設がある場合は、そこに搬出する。	<ul style="list-style-type: none"> ・再資源化施設に搬出する場合は、現場で出来るだけ土砂分を除くなどして減量化を図ること。 ・再資源化施設の受入条件等により、土砂分の高度分離(トロンメル等)を行う必要がある場合は、分離処理費用等を適正に積算すること。 ・現場で高度分離を行う場合は流出、飛散及び水質汚濁等の周辺環境保全上影響が発生しないよう配慮すること。また、排出事業者以外の業者に現場での分離を委託する場合、一般廃棄物処分業の許可が必要な場合があるので留意すること。 ・分離処理施設に搬出する場合は、一般廃棄物処分業の許可を有した施設であるか事前に確認すること。 ・再資源化施設が当該発生現場の市町村から搬出された一般廃棄物が受け入れ可能であるか、確認すること。 	<p>・廃棄物処理法に基づく運搬をしているか確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1)排出事業者(元請業者)自ら運搬する場合は、収集運搬業の許可は不要(自らとは、排出事業者の保有している車両で、排出事業者の職員が運送すること。) <p>2)排出事業者が運搬を委託している場合は、収集運搬業の許可を受けている業者に委託しているか契約書を確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理場等のすき取り物の搬入量の確認を行うこと。 ・運搬に伴い飛散・流出等が、発生しないよう確認すること。 	
4 最終処分場へ搬出	1, 2, 3によれない場合、関係市町村と協議し、最終処分場に搬出すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場に搬出する場合は、現場で出来るだけ土砂分を除くなどして減量化を図ること。 ・最終処分場の受入条件等により、土砂分の高度分離(トロンメル等)を行う必要がある場合は、分離処理費用等を適正に積算すること。 	<p>・廃棄物処理法に基づく運搬をしているか確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1)排出事業者(元請業者)自ら運搬する場合は、収集運搬業の許可は不要(自らとは、排出事業者の保有している車両で、排出事業者の職員が運送すること。) 	

廃掃：廃棄物処理法 建リ法：建設リサイクル法 要綱：建設副産物適正処理推進要綱

すき取り土の再利用の留意事項

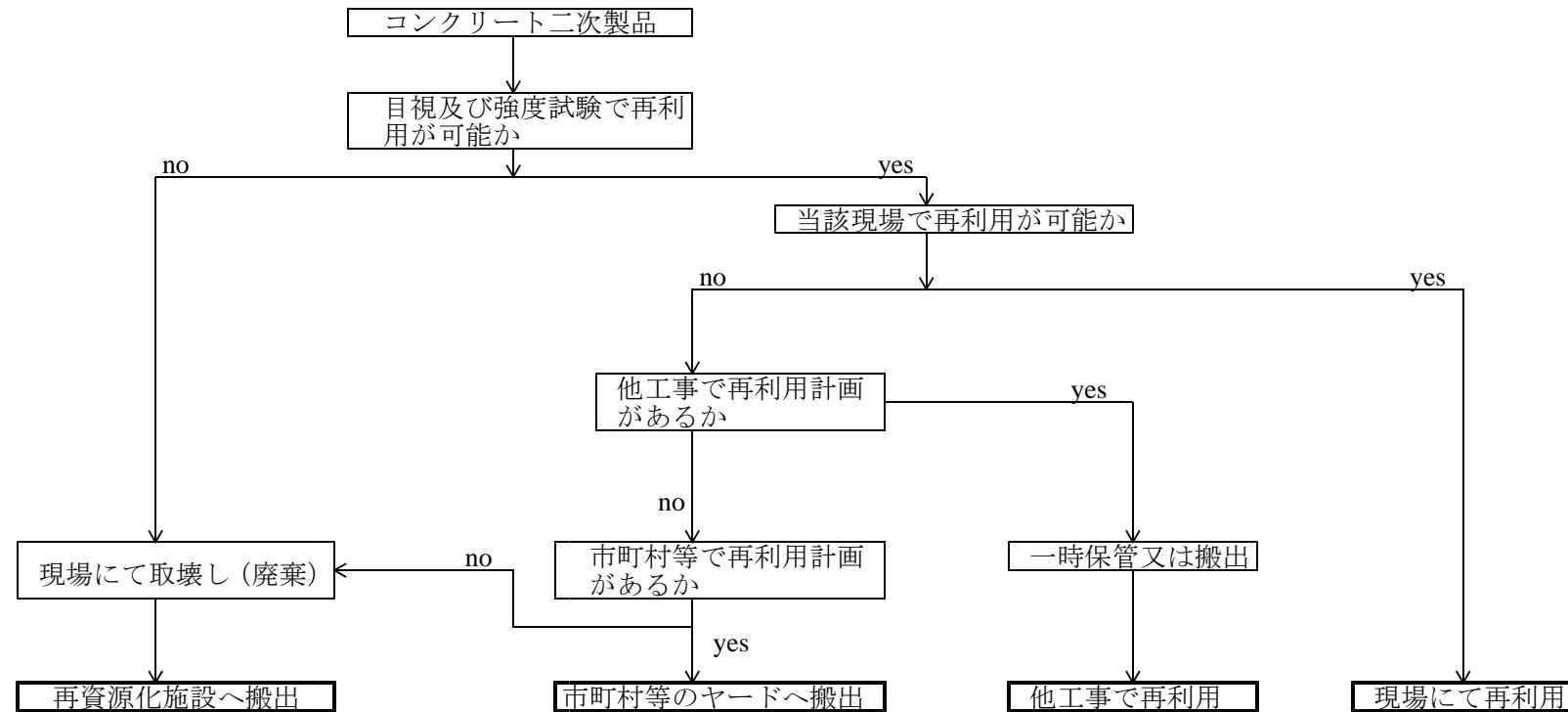
再利用に係る作業	再利用方法	再 利 用 の 留 意 事 項		参 考 法 令
		設 計 業 務	監 督 業 務	
		<ul style="list-style-type: none"> ・現場で高度分離を行う場合は流出、飛散及び水質汚濁等の周辺環境保全上影響が発生しないよう配慮すること。また、排出事業者以外の業者に現場での分離を委託する場合、一般廃棄物処分業の許可が必要な場合があるので留意すること。 ・分離処理施設に搬出する場合は、当該発生現場の市町村の一般廃棄物処分業の許可を有した施設であるか事前に確認すること。 ・一般廃棄物処分場が当該発生現場の市町村から搬出された一般廃棄物が受け入れ可能であるか、事前に確認すること。 	<p>2)排出事業者が運搬を委託している場合は、収集運搬業の許可を受けている業者に委託しているか契約書を確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理場等のすき取り物の搬入量の確認を行うこと。 ・運搬に伴い飛散・流出等が、発生しないよう確認すること。 	

廃掃：廃棄物処理法 建リ法：建設リサイクル法 要綱：建設副産物適正処理推進要綱

(7) コンクリート二次製品の処理・再利用フロー

別紙7

【処理・再利用フロー】



〔1 コンクリート塊の処理・再利用フローによる〕

【処理・再利用の考え方】

- ・ コンクリート二次製品（トラフ等）は、コンクリート塊と異なり、そのまま製品として利用できることから、再利用する場合は廃棄物処理法に規定する「産業廃棄物」に該当しない。
したがって、工事受注業者及び発注者以外の第3者にコンクリート二次製品を再利用させることは可能である。
この場合、目視及び、製品として必要な強度を有していることと共に、再利用計画・保管場所・保管方法等を確認する必要がある。
また、廃棄する場合は、廃棄物処理法に規定する「産業廃棄物」に該当するので、同法に従って適正に処理しなければならない。

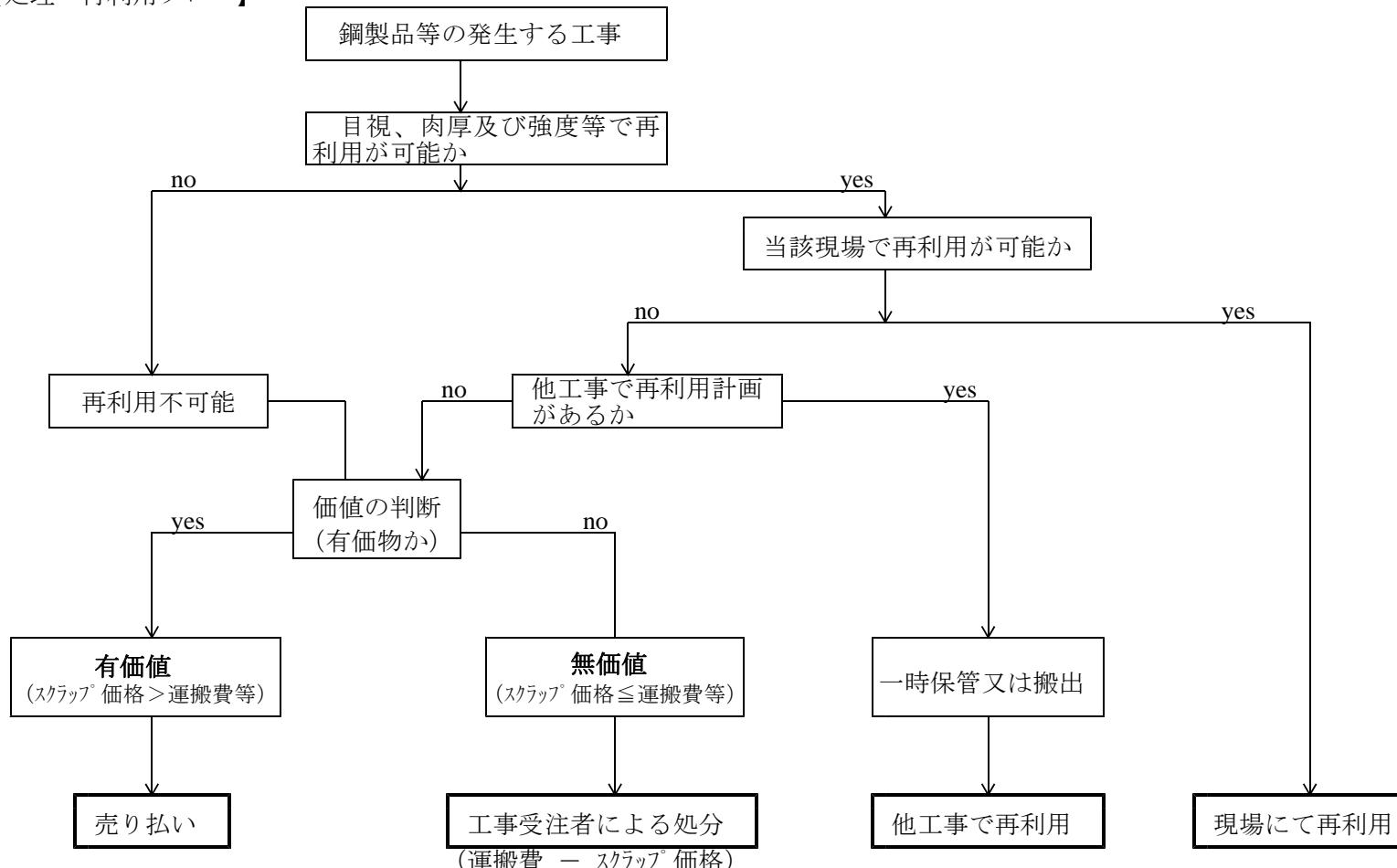
コンクリート二次製品の再利用の留意事項

再利用に係る作業	再利用方法	再利用の留意事項		参考法令
		設計業務	監督業務	
1 現場での再利用		<ul style="list-style-type: none"> ・ 目視及び強度試験により製品として必要な強度を有している場合は、現場内及び、他の現場で建設資材として再利用を図ること。 ・ 同一工事、同一現場内で再利用する場合は、当初から出来形の一部を構成している既設資材として設計するので発生材として道の物品に受け入れをしない。 (土地改良事業等請負工事積算基準等の運用についての第7 支給品費、貸与額の内容及び算定) 		
2 他工事での再利用及び市町村等の再利用		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保管場所の確保を行うこと ・ 道営事業の他の工事で再利用する場合は、支給材料として取り扱うので、発生材として道の物品に受け入れを行った後、払い出しを受けて受注業者に引渡をする。 (土地改良事業等請負工事積算基準等の運用についての第7 支給品費、貸与額の内容及び算定) ・ 市町村、土地改良区等が維持管理資材等として利用計画がある場合は、廃棄物との区分を明確にするため、利用計画・保管の方法等を確認のうえ必要に応じ保管ヤードまで運搬すること。 ・ 市町村、土地改良区等に再利用させる場合は、発生材として道の物品に受け入れをしない。 (建設リサイクル法の趣旨に基づき、資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生の抑制に資するため、工事発注者の責務として行うものである。) <p>(一時保管)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物の保管施設ガイドライン（平成13年4月環境生活部環境室廃棄物対策課）を参考にする。 ・ 放置、不法投棄とみなされるような保管はしない。 <ul style="list-style-type: none"> ① 保管場所では、囲い及び看板表示などをして、第三者が出入りできないようにすること。 ② 期間は極力短期間とし、分別して行うとともに、運搬されるまで適正な管理をおこなうこと。 ③ 保管する場合は、所属、責任管理者を明確にしておくこと。 <p>(搬出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用する他の工事と事前に利用に関する取り決め（規格・受渡方法等）を協議しておく。 ・ 帳簿等により受払状況を把握すること。 		

(8) 鋼製品等の処理・再利用フロー

別紙8

【処理・再利用フロー】



【処理・再利用の考え方】

- 1 値値判断は、スクラップ価格と最寄りスクラップ業者（スクラップ一時保管場所）施設までの運搬費等により価値判断する。
- 2 価値判断の結果、無価値であってもスクラップ材としてリサイクル可能であることから、売却代金を工事費（運搬費）から控除し、工事受注者に処分させる。
- 3 工事受注者による処分については、原則無価値と判断した場合に限る。
- 4 工事受注者による処分の場合、スクラップ価格の適用条件に注意すること。

鋼製品等の再利用の留意事項

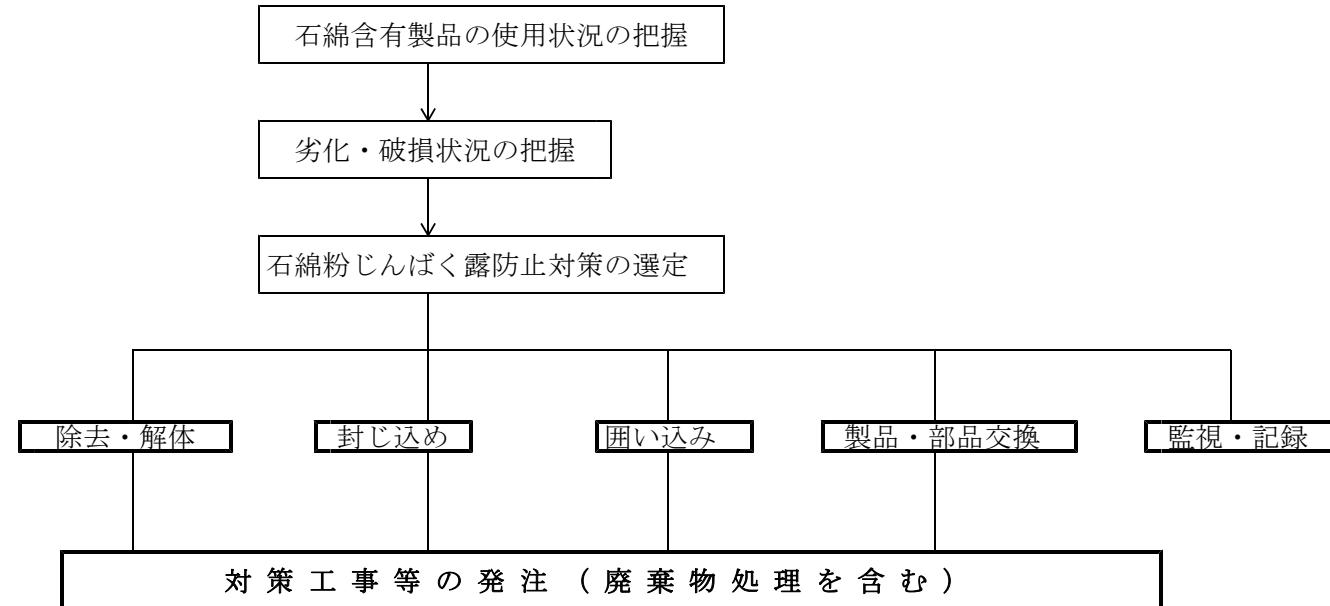
再利用に係る作業	再利用方法	再利用の留意事項		参考法令
		設計業務	監督業務	
1 現場での再利用		<ul style="list-style-type: none"> 再利用が可能なものは、現場内及び他の現場で建設資材として再利用を図る。 同一工事、同一現場内で再利用する場合は、当初から出来形の一部を構成している既設資材として設計するので発生材として道の物品に受け入れをしない。 (土地改良事業等請負工事積算基準等の運用についての第7 支給品費、貸与額の内容及び算定) 		
2 他工事での再利用		<ul style="list-style-type: none"> 保管場所の確保を行うこと。 道営事業の他の工事で再利用する場合は、支給材料として取り扱うので、発生材として道の物品に受け入れを行った後、払い出しを受けて受注業者に引渡をする。 <p>(一時保管)</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の保管施設ガイドライン（平成13年4月環境生活部環境室廃棄物対策課）を参考にする。 放置、不法投棄とみなされるような保管はしないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ① 保管場所では、囲い及び看板表示などをして、第三者が入りきれないようする。 ② 期間は極力短期間とし、分別して行うとともに、運搬されるまで適正な管理をおこなうこと。 ③ 保管する場合は、所属、責任管理者を明確にしておくこと。 <p>(搬出)</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用する他の工事と事前に利用に関する取り決め（規格・受渡方法等）を協議しておく。 帳簿等により受払状況を把握すること。 		
3 工事受注者による処分		<ul style="list-style-type: none"> 価値判断の結果、無価値であってもスクラップ材としてリサイクル可能であることから、売却代金を工事費（運搬費）から控除し、工事受注者に処分させる。 工事受注者による処分については、原則無価値と判断した場合に限る。 工事受注者による処分の場合、スクラップ価格の適用条件に注意すること。 		
4 売り払い		<ul style="list-style-type: none"> 価値の判断により有価値となった物は、すべて売り払いにより処理する。 発生材の報告を、数量の確定後速やかに行うものとし、事務担当課と協議する。 なお、発生が予想される場合は事前に協議を行うこと。 		

(9) アスベスト（石綿）対策

別紙9

アスベスト（石綿）の処理については、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）平成23年3月」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）及び「北海道の農業農村整備事業等におけるアスベスト（石綿）対応実務参考資料」（農政部農村振興局農村整備課長 農村第810号 H19.12.13）並びに「農業農村整備事業等におけるアスベスト（石綿）対応マニュアル」（農林水産省農村振興局整備部長 農振第270号 H18.6.30）によること。

【対策の基本フロー】



①石綿含有製品の使用状況の把握

石綿含有製品が使用されているか否か、また使用されている場合はその場所及び範囲、さらにそれら製品が飛散性石綿含有製品か非飛散性含有製品かを把握する。

②石綿含有製品の劣化、破損状況の把握

飛散性石綿含有製品については、劣化、破損又は飛散の状況、及びその程度を把握する。
非飛散性石綿含有製品については、劣化又は破損の状況、及び飛散のおそれを把握する。

③石綿粉じんばく露防止対策の選定

①、②の調査結果に基づき、「除去・解体」、「封じ込め」、「囲い込み」、「製品・部品交代」等の対策のうちから適切な方式を選定する。

劣化又は破損がなく安定している場合は定期的に「監視・記録」を行うようにする。

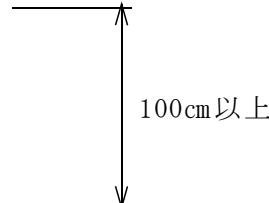
④石綿含有製品の除去、解体等の対策工事の発注

選定した防止対策に応じた工事の施工を発注する。なお、設計等の発注は必要に応じて行う。

(10) 一時保管の看板記載例について（参考）

1. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、発生木材、汚泥等の産業廃棄物を工事期間中に受注者が一時保管する場合

産業廃棄物の一時保管場所	
産業廃棄物の種類	
保管の期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
管理 者名	○○建設(株) 担当者 ○○ ○○
連絡 先	TEL○○○○-○○-○○○○
最大積み上げ高さ	
保管（可能）量	



120cm以上

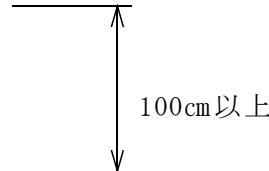
※文字は黒色、下地は白色で鮮明な字体であることとし、材質は十分な強度を有するものであること。

※最大積み上げ高さについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」及び「産業廃棄物の保管施設ガイドライン」（北海道環境生活部）を参照すること。

※保管量については、産業廃棄物の搬入・搬出があり保管量が増減する場合は保管可能量として記載すること。

2. 建設副産物（建設発生土、すき取り土等の有価物）を必要に応じて一時保管する場合

建設副産物の一時保管場所	
保 管 目 的	
建設副産物の種類	
保 管 の 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
管 理 者 名	
連 絡 先	



120cm以上

一時保管看板の記載例

①保 管 目 的

平成○○年度○○工事で発生した建設発生土を平成△△年度施工予定の□□工事で（ドレン材、盛土材、基礎材、埋戻し材）に再利用するため下記の期間、保管するものです。

②管 理 者 名

○○（総合）振興局長（支出負担行為者）を記載する。

③連 絡 先

産業振興部（農村振興課・○○耕地出張所）○○係 電話○○○○-○○-○○○○

〔 樣 式 〕

様式1 再生資源利用実施書－建設資材搬入工事用－

－「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再資源化報告」、「H24建設副産物実態調査」対応版－

1 / 2

1.工事概要		発注機関名	発注担当者チェック欄
			担当者
			TEL

加盟団体名	記入年月日
請負会社名	平成 年 月 日
建設業許可または 解体工事業登録	TEL
会社所在地	FAX
	工事責任者
	調査票記入者

工事名	請負金額	(税込)	全括合額のうち 特定期限内に再生資源化等に要した費用
工事施工場所 (地先等)	工事種類	工期(開始) 平成 年 月 日	(税込)
		工期(終了) 平成 年 月 日	再資源化等が完了した年月日
工事概要等	施工条件の内容	平成 年 月 日	震災関連

建築面積	m ²	階数(地上)	階
延床面積	m ²	階数(地下)	階
構造		使途	

2.建設資材利用実施

建設資材（新材料を含む全体の利用状況）					左記のうち、再生資材の利用状況（再生資材を利用した場合に記入して下さい）						再生資源利用率 (B)/(A)*100
分類	小分類	規格	主な利用用途	利用量(A)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類	施工条件内容	再生資材の供給元場所住所	再生資材の名称	再生資材利用量(B)	
特定建設資材	コンクリート		(トン)								
		※①参照	※②参照	(トン)							
		合計		(トン)							
	コンクリート及び鉄から成る建設資材			(トン)							
		合計		(トン)							
その他建設資材	木材		(トン)								
			(トン)								
		合計		(トン)							
	アスファルト混合物			(トン)							
		合計		(トン)							
その他建設資材	土砂		(締めm ³)								
			(締めm ³)								
		合計		(締めm ³)							
	碎石		(m ³)								
			(m ³)								
	合計		(m ³)								
塩化ビニル管・継手		(kg)									
		(kg)									
	合計		(kg)								
石膏ボード		(トン)									
		(トン)									
	合計		(トン)								
その他の建設資材		(トン)									
		(トン)									
	合計		(トン)								

※① 小分類を下記より選択入力してください。

コンクリートについて
1.生コン(バージン骨材) 2.再生生コン(Co再生骨材H)
3.再生生コン(Co再生骨材M) 4.再生生コン(Co再生骨材L)
5.再生生コン(その他のCo再生骨材)
6.再生生コン(Co再生骨材以外の再生材)
7.無筋コンクリート二次製品 8.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.有筋コンクリート二次製品 2.その他の
木材について
1.木材(ボード類を除く) 2.木質ボード
アスファルト混合物について
1.粗粒度アスコン 2.密粒度アスコン 3.細粒度アスコン
4.開粒度アスコン 5.改質アスコン 6.アスファルトモルタル
7.加熱アスファルト安定処理路盤材
土砂について
1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土
4.第四種建設発生土 5.浚渫土以外の泥土 6.浚渫土
7.土質改良土 8.建設汚泥処理土 9.再生コンクリート砂
10.山砂、山土などの新材料(採取土、購入土)

碎石について
1.クラッシュヤーン 2.粒度調整碎石 3.鉱さい
4.単粒度碎石 5.ぐり石、割ぐり石、自然石 6.その他
塩化ビニル管・継手について
1.硬質塩化ビニル管 2.その他
石膏ボードについて
1.石膏ボード 2.シーリング石膏ボード 3.強化石膏ボード
4.化粧石膏ボード 5.石膏ラスボード 6.その他
その他の建設資材について
(小分類を具体的に入力して下さい)

※② 主な利用用途を下記より選択入力してください。

アスファルト混合物について
1.舗装の下層路盤材 2.基層 3.上層路盤材
4.歩道 5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)
土砂について
1.道路路体 2.路床 3.河川築堤
4.構造物等の裏込め、埋戻し用
5.宅地造成用 6.水面埋立て
7.堆積備(農地整備) 8.その他

碎石について
1.舗装の下層路盤材 2.舗装の上層路盤材
3.構造物の裏込め、基礎材 4.その他
塩化ビニル管・継手について
1.水道(配水)用 2.下水道用 3.ケーブル用
4.農業用 5.設備用 6.その他
石膏ボードについて
1.壁 2.天井 3.その他
その他の建設資材について
(利用用途を具体的に入力して下さい)

※③ 供給元種類を下記より選択入力して下さい。

再生資材の供給元について
1.現場内利用
2.他の工事現場(内陸)
3.他の工事現場(海面)
4.再資源化施設
5.土砂ストックヤード
6.その他

※④ 施工条件内容を下記より選択入力して下さい。

施工条件について
1.再生材の利用の指示あり
2.再生材の利用の指示なし

※⑤ 再生資材の名称を下記より選択入力して下さい。

その他の建設資材について
(再生資材名称を具体的に入力して下さい)

様式2 再生資源利用促進実施書 -建設副産物搬出工事用-

2 / 2

2.建設副産物搬出実施

建設副産物の種類 場外搬出時の性状	①発生量 (掘削等) =②+③+④	現 場 内 利 用			減 量 化			現 場 外 搬 出 に つ い て								再生資源利用促進率 (②×③×⑤) /①(%)
		用途	②利用量	うち現場内改良分	減量法	③減量化量	搬 出 先 名 称	区分	施工条件の内容	搬 出 先 場 所 住 所	運搬距離	搬出先の種類	④現場外搬出量	うち現場内改良分	⑤再生資源利用促進量	
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊	(トシ)			※⑥参照	(トシ)	(トシ)	※⑦参照		搬出先1	km	(トシ)	(トシ)	(トシ)	(トシ)	
	建設発生木材A (柱、ボルトなど木製資材が廃棄物になったもの)	(トシ)			(トシ)	(トシ)			※⑧参照	搬出先2	km	(トシ)	(トシ)	(トシ)	(トシ)	
	アスファルト・コンクリート塊	(トシ)			(トシ)	(トシ)				搬出先1	km	(トシ)	(トシ)	(トシ)	(トシ)	
建設廃棄物	その他がれき類	(トシ)								搬出先1	km	(トシ)	(トシ)	(トシ)	(トシ)	
	建設発生木材B (立木、除根材などが廃棄物となったもの)	(トシ)			(トシ)	(トシ)				搬出先2	km	(トシ)	(トシ)	(トシ)	(トシ)	
	建設汚泥	(トシ)			(トシ)	(トシ)		(トシ)		搬出先1	km	(トシ)	(トシ)	(トシ)	(トシ)	
	金属くず	(トシ)								搬出先2	km	(トシ)	(トシ)	(トシ)	(トシ)	
	廃塩化ビニル管・継手	(kg)								搬出先1	km	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	
	廃プラスチック (化成ビニル管・継手を除く)	(トシ)								搬出先2	km	(トシ)	(トシ)	(トシ)	(トシ)	
	廃石膏ボード	(トシ)								搬出先1	km	(トシ)	(トシ)	(トシ)	(トシ)	
	紙くず	(トシ)								搬出先2	km	(トシ)	(トシ)	(トシ)	(トシ)	
	アスベスト (飛散性)	(トシ)								搬出先1	km	(トシ)	(トシ)	(トシ)	(トシ)	
	その他の分別された廃棄物	(トシ)								搬出先2	km	(トシ)	(トシ)	(トシ)	(トシ)	
建設発生土	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	(トシ)								搬出先1	km	(トシ)	(トシ)	(トシ)	(トシ)	
	第一種建設発生土	(地山lm3)			(地山lm3)	(地山lm3)				搬出先1	km	(地山lm3)	(地山lm3)	(地山lm3)	(地山lm3)	
	第二種建設発生土	(地山lm3)			(地山lm3)	(地山lm3)				搬出先2	km	(地山lm3)	(地山lm3)	(地山lm3)	(地山lm3)	
	第三種建設発生土	(地山lm3)			(地山lm3)	(地山lm3)				搬出先1	km	(地山lm3)	(地山lm3)	(地山lm3)	(地山lm3)	
	第四種建設発生土	(地山lm3)			(地山lm3)	(地山lm3)				搬出先2	km	(地山lm3)	(地山lm3)	(地山lm3)	(地山lm3)	
	浚渫土以外の泥土	(地山lm3)			(地山lm3)	(地山lm3)				搬出先1	km	(地山lm3)	(地山lm3)	(地山lm3)	(地山lm3)	
	浚渫土 (建設汚泥を除く)	(地山lm3)			(地山lm3)	(地山lm3)				搬出先2	km	(地山lm3)	(地山lm3)	(地山lm3)	(地山lm3)	
	合計	(地山lm3)			(地山lm3)	(地山lm3)						(地山lm3)	(地山lm3)	(地山lm3)	(地山lm3)	

※⑥ 用途を下記より選択入力して下さい。※⑦ 減量法を下記より選択入力して下さい。

1路盤材	2裏込め材
3埋戻し材	4その他

1焼却	2脱水
3天日乾燥	4その他

※⑧ 施工条件の内容を下記より選択入力して下さい。

1.A指定処分 (発注時に指定されたもの)
2.B指定処分(もしもは準指定処分) (発注時に指定されていないが、 発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3.自由処分

※⑨ 搬出先の種類を下記より選択入力して下さい。

第一～四種建設発生土、浚渫土以外の泥土、浚渫土

左記以外の建設副産物

- 1壳却
- 2他の工事現場(内陸)
- 3他の工事現場(海面)ただし、廃棄物最終処分場を除く
- 4土質改良プラン(再利用先工事が決定)
- 5土質改良プラン(再利用先工事未決定)
- 6ストックヤード(再利用先工事が決定)
- 7ストックヤード(再利用先工事が未決定)
- 8工事予定地
- 9採石場、砂利採取跡等復旧事業
- 10廃棄物最終処分場(覆土としての受入)
- 11廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)
- 12建設発生土受入地(公共事業の土捨場)
- 13建設発生土受入地(農地受入)
- 14建設発生土受入地(民間土捨場・残土処分場)

- 1壳却
- 2他の工事現場
- 3広域認定制度による処理
- 4中間処理施設(合材プラント)
- 5中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)
- 6中間処理施設(マルチサイクル)
- 7中間処理施設(単純焼却)
- 8廃棄物最終処分場(海面処分場)
- 9廃棄物最終処分場(内陸処分場)
10. その他の処分

様式1・イ 再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-

-「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第11条通知別表」対応版-

1 / 2

1.工事概要		発注担当者チェック欄
発注機関名		担当者
		TEL

加盟団体名	記入年月日
請負会社名	平成 年 月 日
建設業許可または 解体工事業登録	TEL
会社所在地	FAX
	工事責任者
	調査票記入者

工事名	請負金額	(税込)	全扣金額のうち 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用
工事施工場所 (地先等)	工事種類	工期(開始) 平成 年 月 日	(税込)
		工期(終了) 平成 年 月 日	再資源化等が完了した年月日
工事概要等	施工条件の内容	平成 年 月 日	震災関連

建築面積	m ²	階数(地上)	階
延床面積	m ²	階数(地下)	階
構造		使途	

2.建設資材利用計画

建設資材(新材料を含む全体の利用状況)					左記のうち、再生資材の利用状況(再生資材を利用した場合に記入して下さい)						再生資源利用率 (B)/(A)*100
分類	小分類	規格	主な利用用途	利用量(A)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類	施工条件内容	再生資材の供給元場所住所	再生資材の名称	再生資材利用量(B)	
特定建設資材	コンクリート		(トン)								
		※①参照		※②参照 (トン)							
	合 計					※③参照	※④参照				
	コンクリート及び鉄から成る建設資材		(トン)								
			(トン)								
	合 計										
	木材		(トン)								
			(トン)								
	合 計										
	アスファルト混合物		(トン)								
	合 計										
その他建設資材	土砂		(締めm ³)								(締めm ³)
			(締めm ³)								(締めm ³)
	合 計				(締めm ³)						(締めm ³)
	碎石		(m ³)								(m ³)
			(m ³)								(m ³)
	合 計				(m ³)						(m ³)
	塩化ビニル管・継手		(kg)								(kg)
			(kg)								(kg)
	合 計				(kg)						(kg)
	石膏ボード		(トン)								(トン)
			(トン)								(トン)
	合 計				(トン)						(トン)
	その他の建設資材		(トン)								(トン)
			(トン)								(トン)
	合 計				(トン)						(トン)

※① 小分類を下記より選択入力してください。

コンクリートについて	1.生コン(パージ骨材)	2.再生生コン(Co再生骨材H)
	3.再生生コン(Co再生骨材M)	4.再生生コン(Co再生骨材L)
	5.再生生コン(他のCo再生骨材)	
	6.再生生コン(Co再生骨材以外の再生材)	7.無筋コンクリート二次製品
コンクリート及び鉄から成る建設資材について	8.その他	
コンクリート二次製品、2.その他		
木材について		
1.木材(ボード類を除く)	2.木質ボード	
アスファルト混合物について		
1.粗粒度アスコン	2.密粒度アスコン	3.細粒度アスコン
4.開粒度アスコン	5.改質アスコン	6.アスファルトモルタル
7.加熱アスファルト安定処理路盤材		8.その他
土砂について		
1.第一種建設発生土	2.第二種建設発生土	3.第三種建設発生土
4.第四種建設発生土	5.浚渫土以外の泥土	6.浚渫土
7.土質改良土	8.建設汚泥処理土	9.再生コンクリート砂
10.山砂、山土などの新材料(採取土、購入土)		

※② 主な利用用途を下記より選択入力してください。

アスファルト混合物について	1.表層	2.基層	3.上層路盤
	4.歩道	5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)	
土砂について			
1.道路路体	2.路床	3.河川築堤	
2.構造物等の裏込め材、埋戻し用			
3.宅地造成用	6.水面埋立て		
4.ほ場整備(農地整備)	8.その他		
碎石について			
1.舗装の下層路盤材	2.舗装の上層路盤材		
2.構造物の裏込め材、基礎材	4.その他		
塩化ビニル管・継手について			
1.水道(配水)用	2.下水道用	3.ケーブル用	
4.農業用	5.設備用	6.その他	
石膏ボードについて			
1.壁	2.天井	3.その他	
その他の建設資材について			
(小分類を具体的に入力して下さい)			

※③ 供給元種類を下記より選択入力して下さい。

再生資材の供給元について	1.現場内利用
	2.他の工事現場(内陸)
	3.他の工事現場(海面)
	4.再資源化施設
	5.土砂ストックヤード
	6.その他
※④ 施工条件内容を下記より選択入力して下さい。	
施工条件について	
1.再生資材の利用の指示あり	
2.再生資材の利用の指示なし	
※⑤ 再生資材の名称を下記より選択入力して下さい。	
その他の建設資材について	
再生資材の名称を具体的に入力して下さい	

様式2・口 再生資源利用促進計画書 一建設副産物搬出工事用一

2 / 2

2.建設副産物搬出計画

建設副産物の種類 場外搬出時の性状	①発生量 (掘削等) =②+③+④	現 場 内 利 用			減 量 化			現 場 外 搬 出 に つ い て								再生資源利 用 促 進 率 (②×③×⑤) / (①)(%)
		用途	②利用量	うち現場内 改良分	減量法	③減量化量	搬 出 先 名 称	区分	施工条件 の内容	搬 出 先 場 所 住 所	運搬距離	搬出先の 種類	④現場外搬出量	うち現場内改良分	⑤再生資源 利 用 促 進 量	
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊	(トシ)			※⑥参照	(トシ)	(トシ)	※⑦参照		搬出先1	km	(トシ)	(トシ)	(トシ)	(トシ)	
	建設発生木材A (柱、ボルトなど木製資材 が廃棄物になったもの)	(トシ)			(トシ)	(トシ)			※⑧参照	搬出先2	km	(トシ)	(トシ)	(トシ)	(トシ)	
	アスファルト・ コンクリート塊	(トシ)			(トシ)	(トシ)				搬出先1	km	(トシ)	(トシ)	(トシ)	(トシ)	
建設廃棄物	その他がれき類	(トシ)								搬出先1	km	(トシ)	(トシ)	(トシ)	(トシ)	
	建設発生木材B (立木、除根材などが廃 棄物となったもの)	(トシ)			(トシ)	(トシ)				搬出先1	km	(トシ)	(トシ)	(トシ)	(トシ)	
	建設汚泥	(トシ)			(トシ)	(トシ)		(トシ)		搬出先1	km	(トシ)	(トシ)	(トシ)	(トシ)	
	金属くず	(トシ)								搬出先1	km	(トシ)	(トシ)	(トシ)	(トシ)	
	廃塩化ビニル管 ・継手	(kg)								搬出先1	km	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	
	廃プラスチック (化成ビニル管・ 継手を除く)	(トシ)								搬出先1	km	(トシ)	(トシ)	(トシ)	(トシ)	
	廃石膏ボード	(トシ)								搬出先1	km	(トシ)	(トシ)	(トシ)	(トシ)	
	紙くず	(トシ)								搬出先1	km	(トシ)	(トシ)	(トシ)	(トシ)	
	アスベスト (飛散性)	(トシ)								搬出先1	km	(トシ)	(トシ)	(トシ)	(トシ)	
	その他の分別 された廃棄物	(トシ)								搬出先1	km	(トシ)	(トシ)	(トシ)	(トシ)	
建設発生土	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	(トシ)								搬出先1	km	(トシ)	(トシ)	(トシ)	(トシ)	
	第一種 建設発生土	(地山lm3)			(地山lm3)	(地山lm3)				搬出先1	km	(地山lm3)	(地山lm3)	(地山lm3)	(地山lm3)	
	第二種 建設発生土	(地山lm3)			(地山lm3)	(地山lm3)				搬出先1	km	(地山lm3)	(地山lm3)	(地山lm3)	(地山lm3)	
	第三種 建設発生土	(地山lm3)			(地山lm3)	(地山lm3)				搬出先1	km	(地山lm3)	(地山lm3)	(地山lm3)	(地山lm3)	
	第四種 建設発生土	(地山lm3)			(地山lm3)	(地山lm3)				搬出先1	km	(地山lm3)	(地山lm3)	(地山lm3)	(地山lm3)	
	浚渫土 以外の泥土	(地山lm3)			(地山lm3)	(地山lm3)				搬出先1	km	(地山lm3)	(地山lm3)	(地山lm3)	(地山lm3)	
	浚渫土 (建設汚泥を除く)	(地山lm3)			(地山lm3)	(地山lm3)				搬出先1	km	(地山lm3)	(地山lm3)	(地山lm3)	(地山lm3)	
	合計	(地山lm3)			(地山lm3)	(地山lm3)				搬出先1	km	(地山lm3)	(地山lm3)	(地山lm3)	(地山lm3)	

※⑥ 用途を下記より選択入力して下さい。 ※⑦ 減量法を下記より選択入力して下さい。

1路盤材	2裏込め材
3埋戻し材	4その他

1焼却	2脱水
3天日乾燥	4その他

※⑧ 施工条件の内容を下記より選択入力して下さい。

1.A指定処分 (発注時に指定されたもの)
2.B指定処分(もしもは準指定処分) (発注時に指定されていないが、 発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3.自由処分

※⑨ 搬出先の種類を下記より選択入力して下さい。

第一～四種建設発生土、浚渫土以外の泥土、浚渫土

1壳却
2他の工事現場(内陸)
3他の工事現場(海面)ただし、廃棄物最終処分場を除く
4土質改良プラント(再利用先工事が決定)
5土質改良プラント(再利用先工事未決定)
6ストックヤード(再利用先工事が決定)
7ストックヤード(再利用先工事が未決定)
8工事予定地
9採石場、砂利採取跡等復旧事業
10廃棄物最終処分場(覆土としての受入)
11廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)
12建設発生土受入地(公共事業の土捨場)
13建設発生土受入地(農地受入)
14建設発生土受入地(民間土捨場・残土処分場)

左記以外の建設副産物

1壳却
2他の工事現場
3広域認定制度による処理
4中間処理施設(合材プラント)
5中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)
6中間処理施設(マルチサイクル)
7中間処理施設(単純焼却)
8廃棄物最終処分場(海面処分場)
9廃棄物最終処分場(内陸処分場)
10.その他の処分

様式3

リサイクル計画書（設計）

1. 設計概要

発注機関名	
委託名	
履行場所	
設計概要等	
工事着手予定	

2. 建設資材利用計画

建設資材	①利用量	②現場内利用可能量	③再生材利用可能量	④新材利用可能量	⑤再生資源利用率 (②+③)/(①)×100	備考
土砂	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	
碎石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

※最下位には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

指定副産物の種類	⑥発生量	⑦現場内利用可能量	⑧他工事への搬出可能量	⑨再資源化施設への搬出可能量	⑩最終処分量	⑪現場内利用率 (⑦/⑥)×100)	備考
建設発生土 第1種 建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3		地山m3	%	
第2種 建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3		地山m3	%	
第3種 建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3		地山m3	%	
第4種 建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3		地山m3	%	
泥土(浚渫土)	地山m3	地山m3	地山m3		地山m3	%	
合計	地山m3	地山m3	地山m3		地山m3	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン		%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン		%	
建設発生木材	トン	トン	トン	トン		%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン		%	

※建設発生土の区分(既存資料から判断するものとする)

- | | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| ①第1種建設発生土…砂、礫、及びこれらに準ずるもの。 | ④第4建設発生土…粘性土及びこれらに準ずるもの。(第3種建設発生土を除く) |
| ②第2種建設発生土…砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。 | ⑤泥土(浚渫土)…浚渫土のうち概ねqc2以下のもの。 |
| ③第3種建設発生土…通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。 | |

※建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

※利用・搬出可能量は、現時点で算出可能なものを記載する。

※建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

様式4

リサイクル計画書（積算段階）

1. 事業(工事)概要

発注機関名	
工事名	
施工場所	
工事概要等	
工期(予定)	

2. 建設資材利用計画

建設資材	①利用量	②現場内利用量	③再生材利用量	④新材利用量	⑤再生資源利用率 (②+③)/(①)×100	備考
土砂	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
碎石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

※最下位には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

指定副産物の種類	⑥発生量	⑦現場内利用量 (減量化量)	⑧他工事への 搬出量	⑨再資源化施設 への搬出量	⑩ストックヤードへの搬出量	⑪現場内利用率 (⑦/⑥×100)	⑪有効利用率 (⑦+⑧+⑩)/⑥×100	備考
建設発生土	第1種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	%	
	第2種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	%	
	第3種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	%	
	第4種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	%	
	泥土(浚渫土)	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	%	
	合計	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	%	
建設泥土	コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	%	%	
	アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	%	%	
		トン	トン	トン	トン	%	%	
建設発生木材		トン	トン	トン	トン	%	%	

※建設発生土の区分(既存資料から判断するものとする)

- ①第1種建設発生土…砂、礫、及びこれらに準ずるもの。
- ②第2種建設発生土…砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。
- ③第3種建設発生土…通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。
- ④第4建設発生土…粘性土及びこれらに準ずるもの。(第3種建設発生土を除く)
- ⑤泥土(浚渫土)…浚渫土のうち概ねqc2以下のもの。

※建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

※建設汚泥、建設発生木材の、「⑦現場内利用」の欄には、上段に現場内利用、下段に現場内での減量化を記入する。

※「⑩ストックヤードへの搬出量」には、他工事に再利用されることが予定される場合のみ記入する。

※「他工事」には、他機関の公共工事や民間工事も含む。

樣式 5

平成 年度 残土発生工事一覧表(案)

樣式 6

平成 年度 残土利用工事計画一覧表(案)

(様式7)

再資源化等報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(支出負担行為担当者)
様

住所

氏名

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1、工事の名称

2、工事の場所

3、再資源化等が完了した年月日

4、再資源化等をした施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5、特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____ 万円

6、再生資源利用実施書（様式1） 別紙のとおり

7、再生資源利用促進実施書（様式2） 別紙のとおり

(様式8)

特記仕様書

(建設リサイクル法に係る対象建設工事について)

- 1 この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号、以下「建設リサイクル法」という）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- 2 分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、発生木材、アスファルト・コンクリート塊）は、下表のとおり再資源化等を実施することとするが、受注者において適正な処理施設を選定し、施工計画書に建設廃棄物における適正処理計画について記載すること。また、処分場所は積算上の条件明示であり、処分場所を指定するものではないため、受注者が提示する処理施設と異なっても設計変更の対象としない。
ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項で変更が生じた場合は必要な資料を提出の上、工事監督員と協議すること。
また、工事状況・再資源化等施設の状況等により、変更が必要な場合は、その理由書並びに必要な資料を提出の上、変更等について工事監督員と協議すること。

1 コンクリート塊

- (1) 処分場所： ○○（総合）振興局管内 （受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて経済的な処理施設を想定）
- (2) 運搬距離： 片道運搬距離 ○○km
- (3) 処理方法： 再資源化・最終処分 （何れかを選択）
- (4) 受入条件： 粒径 ○○cm以下

2 アスファルト塊

- (1) 処分場所： ○○（総合）振興局管内 （受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて経済的な処理施設を想定）
- (2) 運搬距離： 片道運搬距離 ○○km
- (3) 処理方法： 再資源化・最終処分 （何れかを選択）
- (4) 受入条件： 粒径 ○○cm以下

3 発生木材（抜根・伐木除く）

- (1) 処分場所： ○○（総合）振興局管内 （受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて経済的な処理施設を想定）
- (2) 運搬距離： 片道運搬距離 ○○km
- (3) 処理方法： 再資源化・焼却施設・最終処分 （何れかを選択）
- (4) 受入条件： 長さ ○○cm以下

通 知 書

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により別表のとおり通知をします。

〇〇〇〇〇〇様

※ 工事の施工場所が建築主事を置く市（特定行政庁）の場合、市町村長あてに通知、それ以外については、北海道知事あてに北海道建築行政事務処理システム（通称Dシステム）により通知する。

（建築主事を置く市：札幌市、函館市、旭川市、小樽市、室蘭市、釧路市、帶広市、北見市、苫小牧市、江別市）

（支出負担行為担当者）
〇〇振興局長

記

1、工事名

2、工事の場所

3、工事の種類

※次のいずれかを記入

①建築物の解体	床面積	m ²
②建築物の新築・増築	床面積	m ²
③建築物の修繕・模様替え	請負相当額	円
④その他工作物に関する工事	請負相当額	円

4、請負業者名

5、工期

年　月　日から　　年　月　日まで
(工事着手予定日：　　年　月　日)

6、添付書類

① 特定建設資材の利用に関する計画の通知 別表イ

② 特定建設資材廃棄物の発生量の見込みの通知 別表ロ

連絡先

〇〇振興局産業振興部整備課(農村振興課)

担当

〇〇

TEL

〇〇

**建設副産物の
処理・再利用フロー及び
留意事項に係る**

Q & A

1 コンクリート塊 Q & A

Q 1 処理フローの中の「現場内で破碎し利用可能で、再資源化施設より有利か」とは。

A 1 コンクリート塊を現場内で破碎し再利用が可能な場合であっても、再資源化施設へ搬出する場合との経済比較により処理方法を決定すること。

Q 2 現場で発生したコンクリート塊を現場内で利用できない場合は、距離に関係なく必ず再資源化施設へ搬出しなければならないのか。

A 2 そのとおり。

Q 3 コンクリート塊を現場で破碎し利用する場合の留意点は何か。

A 3 利用目的に応じた粒径・粒度等に調整され、付着物等（鉄筋を含む）がないこと。
(マニュアル：コンクリート塊再利用の留意事項8 p 参照)

Q 4 コンクリート塊を再資源化施設へ搬出する場合の処理費の計上における、鉄筋構造物と無筋構造物の使い分けは。

A 4 コンクリート構造物において丸鋼、異形棒鋼など鉄筋を含んでいるものは、すべて鉄筋構造物の処理費を適用することを基本とする。また、コンクリート2次製品についても同様に考えるものとする。

ただし、再資源化施設によっては、この考え方と一部異なる場合があるので、必要に応じ事前に、最寄りの再資源化施設に確認すること

1－1 コンクリート再生材 Q&A

Q 1 基礎材等にも再生骨材を使用できるか。

A 1 再生骨材を使用することを基本とする。

「コンクリート再生骨材使用に関する積算時等の取扱いについて」（平成22年1月14日付け事調第922号）により取り扱うこと。

Q 2 補足材に再生骨材を使用できるか。

A 2 既設路盤で使用している骨材と混合しないことを基本とする。

既設路盤	補足材
天然骨材	天然骨材
再生骨材	再生骨材

ただし、既設路盤が再生骨材で、補足材を再生骨材で計上していたが、施工時において、供給可能な再生骨材プラントがない場合は、天然骨材（新材）とする。

Q 3 取付道路（Aタイプ・Bタイプ）に再生骨材を使用するか。

A 3 施工性を考慮し、再生骨材を使用しない。

舗装延長（隅切長）5.0m部分は、再生骨材を使用することが可能であるが、現地盤までの摺付部分の敷砂利には天然骨材を使用することとなるため、一連の施工性を考慮し、再生骨材を使用しないものとする。

Q 4 コンクリート枠類据付など標準歩掛にて基礎碎石費が率計上されている場合、再生骨材を使用できるか。

A 4 標準歩掛の注記に「材料の種別・規格に関わらず適用できる」となっているから、ゾーン単価・プラント渡し単価設定にかかわらず、基礎碎石費率を計上することにより、再生骨材を使用できる。

Q 5 「再生骨材単価がゾーン単価で設定されている地域」のとき、現場からの距離が40km以内でゾーン外にある再生骨材プラント及び40kmを超えたゾーン内にある再生骨材プラントは、賦存量の確認対象となるのか。

A 5 両方とも確認の対象となる。

ゾーン単価は、現着単価で設定されており、プラント所在地がゾーン内外及び運搬距離に関わらず、単価が策定されているものである。

Q 6 確認すべき再生骨材プラントに再生骨材が有り、積算も再生骨材にしている場合、施工業者から新材を使用したい旨、承諾願いがきたときは認められるか。

A 6 リサイクル原則ルールの考え方を基本とする。

2 アスファルト・コンクリート塊 Q&A

Q 1 アスファルト・コンクリート塊は、必ず再資源化施設へ搬出しなければならないのか。

A 1 運搬距離にかかわらず必ず再資源化施設へ搬出すること。

3 発生木材 Q&A

Q 1 立木伐採を元請業者に任せる場合や先方伐採という方式で個人に伐採を依頼する場合、処理責任はどうなるか。

A 1 建設発生材に関しては、土地改良事業等で工事を行う際の立木伐採を元請業者に任せられる場合が多く、また、事業によっては用地等の補償として先方伐採という方式で個人に伐採を依頼するケースがある。この場合も事業の一環として伐採木材が発生することになる。

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた伐採、抜根材は産業廃棄物となるので、元請業者が処理する責任を負っており、産業廃棄物の許可業者に処理委託することが必要である。

また、この場合のように、先方伐採で個人に依頼する方式であっても、その伐採を業者に発注すれば受注した業者が元請として産廃処理することが必要である。一方、個人が自ら伐採した場合は一般廃棄物となるので、自治体に処理してもらうこととなる。

Q 2 建設発生木材の販売先など問い合わせ先は。

A 2 伐採材（抜根、末木枝条を含む場合もあり）は、製材用、集成材用、チップ用等の用材として価値がある場合、素材生産業者への立木販売や製材加工場等へ搬送して有償売却することが可能である。有償売却先には、地域の木材組合、森林組合、素材生産協同組合等がある。

ただし、樹種、径級、発生量等により売却費は異なり、有償売却は搬送コストが売却費より下回ること（マイナスにならないこと）が条件である。

有償売却の場合は、用材として価値が高くなるための採材寸法や施工方法等について、早い段階から地域の木材関連業界へ相談することが望ましい。

木材市場単価は、地域の木材関連業界に問い合わせるか、インターネットで木材市場等の文字を入力して検索すると情報が得られる。

【相談方法】

建設発生木材の伐採規格、搬出先、費用、関連業者（伐採業者、加工業者、破碎機保有業者）等は地域毎に条件が異なるため、早い段階から下記の方法で相談することが望ましい。

①近隣官庁への相談

地域にある、国、都道府県、市町村等の官庁機関に問い合わせ、過去の実績や施行例などの基礎情報を収集する。

②木材関連業界への相談

建設発生木材の利活用にあたっては、必要に応じて木材関連業界へ相談する。木材関連業界を以下に示すが、都道府県レベルの組織であり、そこで当該地域の個別組織を紹介してもらい、相談することが望まれる。

※ 北海道木材産業協同組合連合会

〒060-0004 札幌市中央区北四条西 5-1 林業会館 (011 - 251 - 0683)

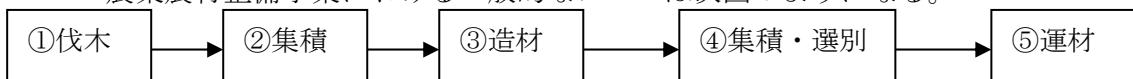
北海道森林組合連合会

〒060-0002 札幌市中央区北二条西 19-1-9 (011 - 621 - 4293)

【参考資料】

1) 伐木から運材までのフロー

農業農村整備事業における一般的なフローは次図のようになる。



※ 造材：用材向けに加工（丸太等）

選別：造材と残材に選別

運材：貯木場等へ搬出

[参考] 山間地の場合

山間地の場合、トラック等の運搬車が集積場へ直接乗入れができないため、架線により中土場（なかどば）及び山土場（やまとば）を経て搬出する方法がある。



Q 3 使用済み型枠（コンパネ）の処理の責任者及びマニフェストの交付はどうなるか。

A 3 型枠工事において再使用できない型枠（コンパネ）の処分については、実際に処分を行う「排出事業者」がマニフェストの交付・保管を行うこととなります。

型枠工事は、専門の下請業者により行われる場合が多くありますが、その場合には型枠事業者が型枠解体後、現場から業者の加工場もしくは資材置場に運搬した後に、型枠（コンパネ）が再使用できるか否かの判断を決定することとなります。

このため、型枠事業者が排出事業者としてマニフェストの交付・保管を行うことになる。

Q 4 発生抜根量を施工前にどのようにして算出するのか。また、概数発注した場合どのように概数確定するのか。

A 4 発生抜根量の算出は農政部制定の「工事数量算出要領」による。また、概数確定は、下記のとおり。

①現場での破碎処理の場合

- ・現場で堆積された抜根物重量あるいは体積を検測することにより行う。

②再資源化処理施設での破碎処理の場合

- ・抜根運搬車の重量検測により行う。

③産業廃棄物処理の場合

- ・抜根運搬車の重量検測により行う。

Q 5 現場に処理及びストックヤードが確保されている場合で、単年度処理量が少量であるが数年度にわたり発生する場合、あるいは近傍の実施地区との合算により処理することが可能な場合などは、どのように比較設計するのか。

A 5 現場に処理及びストックヤードが確保されている場合は、①合算処理するのに必要な経費（近傍の地区との合算処理の場合は運搬費等）、破碎機運搬費と処理費、②その都度の処理施設への運搬費、処理費など、可能な処理方法における比較設計となる。（処理量の増により破碎機運搬費、処理費が軽減される。）

また、ストックした抜根等は設置計画に基づき、地区完了時までにチップ化した上で

現場内や周囲の農家等において有効利用を図るものとし、計画の変更等により有効活用ができない分については適正に処理をする。

Q 6 受け入れ先はあるが当該年度希望でない場合、どのように対応するのか。

A 6 破碎処理業者で受け入れ先を探し、適正に再利用を図る。(現場ヤードに一時保管をし、次年度以降に希望者等へ対応する事はしない。)

Q 7 再利用希望者への運搬費はどうするのか。

A 7 再利用希望者は破碎物を現場に取りに来ることとする。取りに来られない場合は、破碎処理業者自ら受け入れ希望者を見つけ、適正に再利用を図ることとする。

Q 8 利用者の希望に応じて、破碎物（チップ）のサイズを小さくしてよいか。（処理費が高くなる）

A 8 再利用可能な最大サイズ（安価）での破碎の積算を原則とする。しかし、再利用を優先させるため、受け入れ先の利用目的に応じサイズを変えることについては、状況に応じて検討すること。

4 建設発生土 Q&A

Q 1 他工事の発生土を利用したいが、費用等の負担はどうなるのか。

A 1 発生側が必要に応じて土質試験を行い、積込、運搬費を負担することが原則である。
(建設副産物適正処理推進要綱〔H14.5.30 改定国官総第122号〕の趣旨による。)
ただし、民間工事での発生土を搬入する場合は、引き渡し条件を搬出側と協議し決定すること。

Q 2 建設発生土の一時堆積場（ストックヤード）の設置についての留意事項を説明願いたい。

A 2 ①土砂流出、飛散防止として植生等の処置を考慮する。
②囲いを設け、他の廃棄物が混合しない処置を考慮する。
③保管場所であることの看板を設置。（目的、種類、期間、責任者の明記）
④出入り口は、施錠するなどして第三者が入りきれないようとする。
⑤周囲の環境に配慮した管理をする。

Q 3 建設発生土において、土質区分基準の分類で第一種から第四種に該当しない「泥土」は土砂として扱ってよいか。

A 3 「発生土利用基準について」の土質区分基準に基づき「泥土」に区分されたものは、土砂の扱いをしても問題はない。ただし、適用用途については十分考慮すること。（「発生土利用基準について」(H18年8月10日国官技第112号)）

4－1 建設発生土（既設路盤材） Q&A

Q 1 再生材（切込砂利40mm）は、凍上抑制層材として利用してよいか。

A 1 問題ない。切込砂利40mm級相当の品質規格で再生されているものであるので、下層路盤材等での利用を優先とし、残分については、他の用途（凍上抑制層等）で利用しても差し支えない。

Q 2 掘削しない部分の既設路盤材を採取し土砂と置き換える必要があるか。

A 2 建設発生土に含まれる既設路盤材を路盤材等として有効活用し、土砂の搬出を抑制することが主な目的であるので、掘削の必要のない部分の既設路盤材を採取する必要はないが、工事に応じ捨土処分量の抑制や経済性から、それらの部分の既設路盤と土砂との置き換えが有利であると判断される場合は、置き換えても良い。

Q 3 土砂を混入させないために、既設路盤材と地盤等の境界の一定厚さ（10cm最大粒径）分について採取しないこととした方が良いのではないか。

A 3 既存資料等（道路台帳）により掘削断面を想定し検討するものであるが、既設路盤の構成や地下水、地盤の状況等から、既設路盤材の採取可能な断面は変化すると考えられることから、施工により既設路盤材の状況を確認し、土砂を混入させないように配慮した掘削施工を行うこととし、特別な基準等については定めないこととした。（特別な基準を定めても、掘削状況等に応じ断面が変化するため、計画断面とおりにならないと考えられるため。）

Q 4 地山掘削量から再生処理量を算出できないか。

A 4 既設路盤材の構成、密度、粒度、状況等により、プラント搬入量（ルーズ）と地山掘削量の変化率は、変化すると考えられる。

また、モデル工事データの解析結果でも傾向等を判別することはできなかった。このため、当初設計では、変化率をレキ・レキ質土の1.2と仮定することとしプラント搬入量を集計後、概算数量の確定により設計変更することとした。

Q 5 既設路盤材の事前サンプリングで下層路盤材・凍上抑制層材・基礎材の品質規格に適合する場合、必ず発生工事で再使用しなければならないか。

A 5 工事の施工工程（既設路盤掘削時期と再使用時期の不整合等）により、発生工事での利用ができない場合は、次年度以降工事や同年度別途工事での利用についても検討する。

なお、基礎材の品質規格のみ適合（下層路盤、凍上抑制層材不適合）の場合で、発生工事で工事工程等により基礎材として、既設路盤材を利用することができない場合は、処理マニュアルの建設発生土（既設路盤材）の処理・再利用フローによる。

Q 6 既設路盤材の切込碎石は再生処理施設へ搬出できるのか。

A 6 再生処理施設は基本的には切込砂利を対象とし、切込碎石を受け入れていないが、最寄りの再生処理施設で切込碎石を受け入れている場合にはそこへ搬出する。

Q 7 特記仕様書に、ゾーン内の再生処理施設を列記して問題ないか。

A 7 問題ない。

Q 8 運搬費は、土砂Ⅱにより積算するのか。

A 8 現地状況により積算する。（既設路盤材が土砂Ⅱ相当の地山単位体積重量であるとは限らない。）

Q 9 既設路盤材の再利用フローについて、2重フトン籠への利用についても、追記してほしい。

A 9 フローは、利用方法を判断する目安として作成したものであるため、必要最小限の項目のみの記載としている。記載されていない用途等については、必要とする品質規格等を踏まえ、どの用途に該当するか検討のうえ、活用されたい。

Q 10 近傍の捨土処分地への運搬費と既設路盤材再生利用との経済比較の必要はあるか。

A 10 「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について」（原則化ルール）では、経済性に関わらず「3建設発生土の工事現場からの搬出」に「工事現場から建設発生土が発生する場合、原則として、50kmの範囲内の他の工事現場（民間建設工事を含む）へ搬出する」とあり、また、「3建設発生土の利用」に「工事現場から50kmの範囲内に建設発生土を搬出する他の建設工事がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土（既設路盤材）を再生処理施設に搬出し、下層路盤材として再生処理し利用することを基本としていることから、この原則化ルールが適用できると判

断している。

なお、建設発生土を工事間流用できる複数の利用工事や改質し自工事で使うなど、リサイクルを行うそれぞれの条件によりそれらを対象として経済比較を行うことは考えられるが、捨土処分は比較の対象とならない。

Q11 概数確定時に、既設路盤材の量が変更になった場合、それに付随する土工も概数とすることはできるか。

A11 既設路盤の数量の変更に伴い、土工（掘削、流用土）は概数として扱う。

Q12 現場再生の適否を行う場合の試験費は技術管理費に計上するか。

A12 技術管理費に計上する。

5 泥土・建設汚泥 Q&A

Q 1 骨材プラントから出る濁水を高圧プレスで処理した脱水ケーキ（ダンプトラックで積載可）は建設汚泥となるのか。また薬品（沈殿用等）を加えた場合はどうか。

A 1 骨材プラントから出る濁水を高圧プレスで処理した脱水ケーキ（ダンプ トラックで積載可）は産業廃棄物の「建設汚泥」となる。
上記において薬品（沈殿用等）を加えた場合も同様に建設汚泥である。

Q 2 セメントミルクを用いる工法で杭を施工した場合に発生する「杭残土」は乾燥して汚泥として取り扱われるが、含有量によって汚泥ではなく建設発生土となる場合もあるのか、また、場所打ち杭の場合はどうか。

A 2 建設汚泥か土砂かの判断基準は、発生時の性状によって判断することとなっており、工法によって一律に定めているものではない。また、セメントミルクやベントナイトの含有量も判断基準とはならない。従って、発生時に泥状を呈するものであれば、それが硬化しても汚泥として取り扱われる。ただし、都道府県等によっては工法ごとの取扱いを例示している場合があるので、都道府県等の担当部署に確認することが望ましい。一方、事前に地盤改良し、掘削時に泥状を呈さない掘削物は汚泥には該当しないこととなる。ただし、このような掘削物であっても、明らかに石灰の塊として認識されるような形で排出されるなど、廃アルカリとして処分することが必要な場合がある。

Q 3 建設汚泥中の礫を分別し、碎石用原料として再利用できるのか。

A 3 「建設廃棄物処理マニュアル」（産業廃棄物問題研究会監修）の中で「粒子が直径74 μ を超える粒子を概ね95%以上含む掘削物にあっては、容易に水分を除去できるので、すり分離等を行って泥状の状態ではなく流動性を呈しなくなったものであって、かつ、生活環境の保全上支障のないものは土砂として扱うことができる。」とあるので、汚泥中の礫を再利用することは問題ない。

Q 4 アルカリ溶出水の魚類への影響は。

A 4 長期的な影響については不明である。また、魚の種類によってpHの影響は異なると考えられる。指針に示した試験は、急性毒性試験に準じて行ったもので、すべての魚類での試験は困難であるため、最も一般的な「ひめだか」を使用したものである。
河川等で特殊な魚類が存在し、それへの影響を検討するのであれば、その魚種で試験

を行うことが考えられる。

なお、建設汚泥の固化処理土を池や堀の底版に打設する場合のように、狭い水域で水中に使用する場合を除いては pH の影響は一過性のものと考えられる。

Q 5 セメントまたはセメント系固化材による処理土や自硬性汚泥のような pH の高いものを再利用する際の環境に対する数値的基準等は。

A 5 土壤環境基準および地下水の水質汚濁に関する環境基準には、pH の基準はない。ただし、表流水や透過水が周辺の河川や地下水に直接流入する場合などは、必要に応じてその水の pH を 8.6 以下にする必要がある。この場合も改良土の pH を低下させなくても、敷土・覆土により対策可能である。

Q 6 セメント及びセメント固化材を使用した改良土に関する留意事項は。

A 6 セメント及びセメント系固化材を使用した改良土から、条件によっては六価クロムが土壤汚染に係る環境基準を超える濃度で溶出するおそれがあるため、その措置及び運用に係る通達により、農林水産省所管の国営土地改良事業等の工事の施工にあたっての取扱いが示されている。セメント及びセメント系固化材とはセメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランド、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいう。通達の内容は次のとおりである。

□構造改善局建設部長通達（平成 12 年 3 月 31 日付け 12-44）

「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置について」

1. セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良に使用する場合、現地土壤と使用予定の固化材による六価クロム溶出試験を実施し、土壤環境基準を勘案して必要に応じ適切な措置を講ずること。
2. セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合、六価クロム溶出試験を実施し、六価クロム溶出量が土壤環境基準以下であることを確認すること。

□構造改善局建設部設計課施工企画調整室長通達（平成 12 年 3 月 31 日付け 12-45）

「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置について」（部長通達）の運用について

1. 標記「部長通達」は、平成 12 年 4 月 1 日以降に施工する地盤改良及び改良土の

再利用に適用する。

2. 「部長通達」の「六価クロム溶出試験」は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（別紙）により実施する。
3. 2. において、配合設計の段階で実施する試験の結果が土壤環境基準を超える場合、六価クロムの溶出が少ない固化材の使用等の配合設計の変更、若しくは工法の変更を行うものとする。
4. 「部長通達」の記2における「改良土」とは、
 - ①地盤改良による改良土
 - ②再利用を目的として建設発生土を改良した改良土
 - ③再利用を目的として建設汚泥を改良した改良土

6 すき取り土 Q&A

Q 1 すき取り土の有効活用は農業農村整備事業すべてに適用するのか。

A 1 主に農道及び排水路工事などすべての農業農村整備事業に適用できる。また、すき取り土はできる限り工区内での利用を検討し、それができない場合は、工区外での利用を検討するなどできる限り法覆基材、または緑化基材としての利用を図る。

ただし、つぎの箇所でのすき取り土の使用は避けること

- ・ 排水施設のステップ部分、計画排水量(HWL)以下の法面部分
本体を保護するために重要な部分であり、早期の緑化が必要な箇所であるため
- ・ 道路保護路肩部分

路面等からの雨水を迅速に排水する必要があるため

すき取り土には非常に高く成長する草種が含まれ視距を阻害するため

路面や法面の維持管理に支障が生じるため

Q 2 「すき取り土の処理・再利用フロー」において、再資源化施設とはどのようなものか
また、再資源化に係る経費は示されているのか。

A 2 再資源化施設とは、草・笹等を堆肥化等に再処理することを目的とした施設である。

また、再資源化にかかる経費については地方単価（地方単価委員会策定）、あるいは見積り等により決定すること。

Q 3 現場内で「自ら利用」ができるとなっているが、他の公共工事への流用は可能か。

A 3 可能である。利用に当たっては、「建設副産物適正処理マニュアル」及び「すき取り土再利用暫定基準」（事調第1025号 平成20年2月12日付け）のすき取り土の処理・再利用フローにて行うこと。

Q 4 法覆基材用の基材は、現場内必要量を確保した後の残量については、一般廃棄物として処分するのか。

A 4 前記の「すき取り土の処理・再利用フロー」により処理すること。

Q 5 すき取り土を一次堆積する場合の管理方法は、従前の土砂等の仮置ヤードと同様に扱うのか。

A 5 「建設副産物適正処理マニュアル」及び「道営農業農村整備事業における建設発生土等のストックヤード及び処分ヤードの取扱いについて」（設計第1862号 H13年3月30日）による。

Q 6 法覆基材としての利用に当たっては、緑化資材（吹付工等）と同様に施工時期は限定されるのか。（冬期等不適時期の制限を明示してほしい。）

A 6 法覆基材において緑化植生は、副次的に得られるものとしているため、施工時期につ

いて特に定めはないが、現場の状況等を勘案し適切な時期に施工すること。

Q 7 施工後、植生が生えない場合、覆土が流された場合はどのように扱うのか。

A 7 植生の発芽、活着を受注者に求めない。

そのため、施工実施に当たり、事前に施設管理予定者に対し仕上がり状況を説明し、維持管理等について協議を行う。

また、必要に応じ植栽工の追加工事を検討すること。

Q 8 植生の発芽、活着を受注者に求めないとしているが、工法の妥当性を検討しなくて良いのか。(植生が必要だから施工をするのか、廃棄物の発生抑制の観点から施工をするのか)

A 8 北海道指針には、建設副産物の抑制が謳われており、建設副産物のリサイクルを主目的に、且つコスト縮減を図る工法として、現場の条件が可能であれば積極的に実施するものである。

Q 9 再資源化処理施設の受入条件で、土砂の混入を最小限にとあるが、現場で処理する積算基準はあるのか。

A 9 積算基準に「すき取り土選別工」を示していますので、現場条件を把握して適用する。

Q10 すき取り物を法覆基材（緑化基材）として利用する場合、概数扱いできるか。

A10 すき取り面積は、概数扱いできるが、すき取り厚は概数扱いできない。

なお、数量の考え方は、農政部制定の「工事数量算出要領」による。

Q11 「すき取り土再利用暫定基準」の「10 すき取り土からすき取り物を分離し、処分する場合の数量算出について」に、すき取り物の単位体積重量を概数として扱わないとの記載があるが、どのようにしてすき取り物の処理重量を確定するのか。

A11 すき取り面積は概数扱いができる、それに伴いすき取り物の処理・運搬体積（重量）も概数扱いができる。（これらの数量は工事数量総括表に概数として公示する。）

これらの概数確定の考え方については、工事着工前にすき取り面積の概数確定をした上で農政部制定の「工事数量算出要領」に基づき、一定区画の伐開すき取りによる定量試験を行い、土砂とすき取り物の混合割合及びすき取り物の単位体積重量を求め、これによりすき取り物の体積（重量）の概数を確定することとする。

このため、単位体積重量は、定量試験により変更となるが、総括表に公示していないため概数扱いとはならない。

Q12 排水路工事において、計画排水量より上部の法面にすき取り物を法覆基材として使用して良いのか。

A12 法覆基材はその層厚により法面を保護するものであり、一定程度の土砂流出を容認する施工手法である。

一般的な排水路工事においては、できるだけ土砂の流出の少ない工法を選択すべき

であり、計画排水量より上部の法面であっても、この工法の選定に当たっては法勾配、地形・土質等を十分考慮し採用すること。

Q13 法覆基材としての使用に当たって法面の安定計算は必要ないのか。

A13 すき取り物を法覆基材（緑化基材）として利用するに当たり、それにより排水路構造物等に影響があると思われる場合は、必要に応じて構造計算を行うなど留意すること。

Q14 法覆基材としての使用に当たって、法尻ステップ部分に張芝を行う場合の施工幅の考え方を示して欲しい。

A14 すき取り物を法覆基材（緑化基材）として利用する場合、法尻ステップ部分は法覆基材としてのすき取り物に一部覆われることとなる。

ステップ幅について、法覆基材分を考慮した幅が確保されている場合は50cmの張芝施工が可能となるが、考慮されていない（ステップ幅が50cm）場合は、すき取り物に覆われるステップ部分の張芝を原則控除することとし、張芝施工幅を次のとおりとする。

ただし、法覆基材の法尻先端部分は、覆土厚さが確保できないため、張芝に法覆基材を被せることとする。そのため、ステップ部分の張芝を先行して施工すること。

	ステップ部分覆土幅	残り幅	張芝施工幅
・法勾配（1：1.5）の場合	27.0	23.0	30.0

Q15 利用土としない切り土箇所であっても、草本類が生えている箇所での掘削時には、掘削土量に対してすき取り土が少量であっても、必ずすき取りを行う必要があるのか。

A15 草本類が生えている箇所では、すき取りを行うことを原則とする。ただし、目視により確認できない程度の少量の草本類を含む発生土を捨土する場合は、「建設発生土」として扱って差し支えない。

環境生活部環境室廃棄物対策課長通知 平成11年9月7日付け環廃第468号

「抜根・伐木の処理に係る取り扱いの留意事項について」

1, 2 略

3 草・笹等が混入した建設発生土の扱い

建設発生土に草・笹等（抜開物）が混入しているものは、土砂と一般廃棄物の混合物であることから、一般廃棄物として処理することが必要である。

ただし、混入している草・笹等が少量である場合は、建設発生土として処理して差し支えない。

なお、混入している草・笹等が少量であると判断する目安としては、目視により草・笹等の固まりが混入していないことが必要であり、固まりが混入している場合はこれを除去するなどし、常識の範囲内で支障ないものであれば、建設発生土として扱って差し支えない。

7 コンクリート2次製品 Q & A

※ 発生材Q&Aを参照のこと

Q1 再利用するための強度試験の内容と費用の計上について示して欲しい。

A1 取り外しによって再利用が可能と思われる二次製品の中から施工した年度や使用条件などを考慮して100個に1個程度の割合で抽出し、製品としての必要強度があるかどうかを強度試験により判断する。

また、その費用の計上方法は、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同要領及び共通仮設費算定運用基準質疑応答によるものとする。

8 鋼製品等 Q & A

(平成20年11月7日付け事調第818号による「スクラップ(鉄くず)等の価値判断の考え方について」を参照のこと)

Q 1 鋼製品等の処理・再利用フローの対象となる物件は。

A 1 基本的には工事現場で発生したすべての鋼製品(鉄くず)等が対象となります。

Q 2 鋼製品(スクラップ)等を処分する場合の積算はどのように算出するのか。

A 2 鋼材(スクラップ)等の価格を処理業者からの見積り、土地改良事業等積算基準、物価資料等を用いて価値判断(鋼材(スクラップ)価格と運搬費・積卸費・加工費等との比較)を行う。

また、撤去後に一時保管が必要となる場合は、一時保管場所までの運搬費、及び運搬に伴う現場切断費を本工事に計上すること。(これらの費用は価値判断の対象としない。)

なお、現場発生材は、国で定める補助金交付適正化法施行令第13条に規定する財産に該当はしないが、売扱価格が50万円を越える場合は、農林水産省への報告が必要となるので留意すること。

Q 3 価値判断時における運搬に要する費用はどこまで見込むのか。

A 3 発生現場(状況によりスクラップの一時保管場所)から、搬入するスクラップ業者施設までの運搬に要する費用とする。(必要に応じ、発生現場から一時保管場所までの運搬費は本工事に計上するため、価値判断の対象としない。)

Q 4 残存価値がマイナスとなった場合の扱いは。

A 4 工事受注者による処分となる。なお、運搬費等(運搬費・加工費・積込費・積卸費)からスクラップ価格を差し引いた残価を計上することとする。

Q 5 無価値のものを工事受注者が処分する場合に最終処分場での廃棄処理も可能か。

A 5 価値判断上は無価値であってもスクラップ材としてリサイクル可能である以上、資源の利活用が原則であるため、スクラップ処理または中間処理(いずれも資源の再利用)することを基本とする。

Q 6 無価値と判断した場合で、スクラップ業者に処分させるより、処理費を払っても近傍にある中間処理業者に処分させる方が安価な場合は、どのように対応するのか。

A 6 無価値と判断した場合は、工事受注者による処分となるが、スクラップ業者による処分費と、中間処理が可能な産廃処理場がある場合はそこでの処分費との比較検討により、処理方法を判断する必要がある。

- (1) スクラップ業者による処理（運搬費等+スクラップ価格）
- (2) 産業廃棄物として中間処理（運搬費等+中間処理費）

これらを、比較検討する。

（中間処理施設が近い場合は処理費を払っても中間処理した方が安くなる場合がある。）
どちらの方法で処理しても資材を有効活用することになるため、コストが有利な方を選択することとなる。

Q 7 工事の発注段階において発生材の価値判断のため、設計書作成時に近傍のスクラップ業者から見積りを徴収する必要があるのか。

A 7 スクラップの価値判断に当たっては、見積りにより決定した単価や刊行物単価（特定の地域のみ掲載）に、それぞれの回収費等を考慮した上で価値判断をすることとなる。そのために必要であれば事前に見積りを徴収すること。

9 農業用廃プラスチック類 Q&A

Q 1 農業用廃プラスチック類に該当するものは何か。

A 1 工事で発生する、石灰質資材等のポリ袋、磷酸質資材等のフレコンパック、種子類の袋等で、暗きよ排水管の破材等は別途適正に処理すること。

Q 2 工事で発生する、袋等の処理はどのように行うのか。

A 2 現場で発生する袋等は一般廃棄物ではなく、産業廃棄物であることから、再利用を目的とした中間処理施設又は再資源化施設に搬出することを原則とする。

Q 3 中間処理施設又は再資源化施設が近傍にない場合の処理方法は。

A 3 農業用廃プラスチックの種類によっては、受入困難な施設もあることから受入条件を確認し、運搬距離に関わらず、中間処理施設又は再資源化処理施設に搬出すること。

**現場発生材の
取り扱いについて
及び
発生材 Q & A**

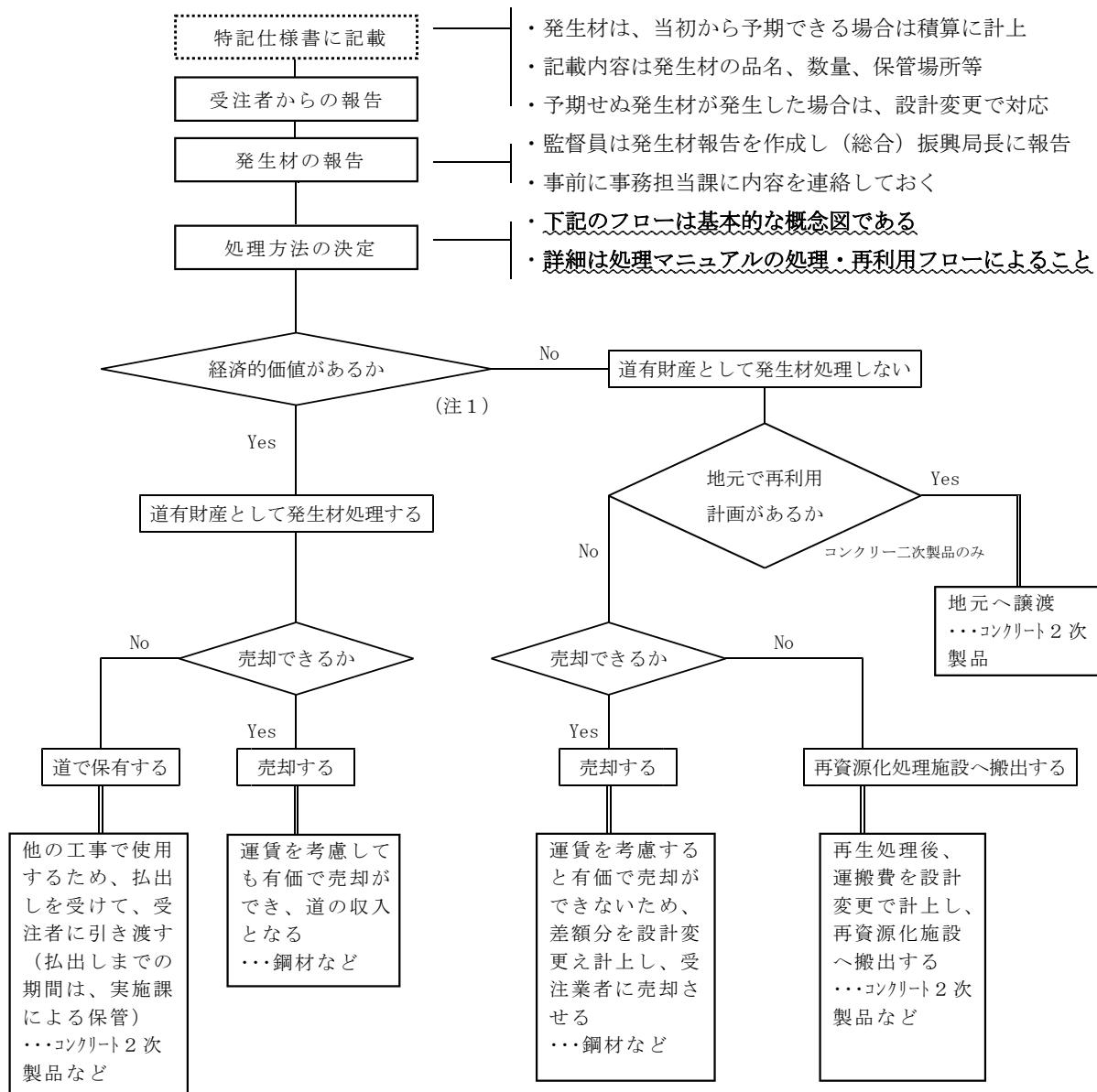
現場発生材の取扱いについて

○発生材とは、建設工事に伴い副次的に得られる物品（建設副産物）のうち、経済的価値の可能性があるものの総称である。ただし、当該工事で再利用するものは除く。

○発生材処理を行うのは、工事の実施に伴い現場で発生した主に次のようなものをいう。

コンクリート二次製品、鋼材及金物類等

○発生材処理フロー



をいう。（北海道財務規則逐条解説第216条より）

よって、再利用可能なコンクリート二次製品は客観的価値があるため、他の道営事業で再利用する場合は、経済的価値があると判断する。

ただし、売却等により発生材処理する場合、受入れ先までの運賃を考慮すると無価値となる場合は、経済的価値がないと判断する。

これは、発生した資材が有価物であるかどうかの判断とは異なり、道にとって利益があるかどうかにより判断する。

1 発生材 Q & A

Q 1 発生材とは何か。

A 1 工事により発生する物で、土砂類や樹木等の天然物ではなく、人為的、築造物に由来し、工事材料となりうるもの、または価値として認識できる可能性(第三者に売却または引き渡し出来る可能性)のあるもので、当該工事で再利用しないもの。

運用

- 1 コンクリート二次製品、鋼桁、ガードレール、コルゲート管など。
- 2 伐木、伐根は、建設リサイクル法の対象となる発生木材ではないが、有価物として売り払いが可能な場合は発生材として扱う。
- 3 発生土、砂利などは、発生材として扱わない。

Q 2 既設路盤材は、なぜ発生材扱いしないのか。

A 2 既設路盤材は建設発生土と同じ扱いとなるため、発生材として扱わない。
既設路盤材は砂利資源への有効な活用のため適切に処理すること。
(建設副産物適正処理マニュアル参照)

Q 3 発生材の有無については、発注前に確認すべきか。

A 3 工事監督員は可能な限り工事発注前に発生材の有無を確認し、発生材があれば特記仕様書にその旨を記載すること。

Q 4 特記仕様書に記載すべき事項は。

A 4 発生材の品名、数量、発生場所、保管場所、保管方法等の必要事項を特記する。

Q 5 発生材数量の確認方法は。

A 5 工事受注者は発生材について材料調書を作成し、工事監督員に提出する。

Q 6 発生材はどのように報告するのか。

A 6 工事受注者から提出された材料調書を参考に各（総合）振興局ごとに定める取り扱い要領等に従って報告を行うこと。
また、発生材の処理決定にあたっては、事務担当課との調整が必要となる場合が多いことから事前に打ち合わせを行っておくこと。
その後、公有財産価格評定委員（事務担当課）が売払価格を決定する。

Q 7 報告する内容及び添付資料は。

A 7 工事名、品名、数量、発生場所、保管場所、発生原因、工事工期、発生材当初設置年月日及び地区、事業名、設置者等、発生材購入希望者、物品の状況、その他（負担区分）、担当者職氏名、状況写真、発生場所及び保管場所位置図。

Q 8 発注時に発生材の確認が出来ず工事中に確認された場合は。

A 8 確認された時点で発生材報告書を提出し、現場不適合等により対応することが妥当と判断された場合は設計変更を行うこと。

Q 9 発生材の財産について、どの段階で北海道に帰属するのか。

A 9 施行契約で工事を施工した場合は、施行契約した段階で北海道に帰属する。

また、道路法、河川法に基づき施工する場合には、施設の管理者と取扱条件などの協議を行い命令又は、承認を受ける。さらに許可条件に明記してもらう。

Q 10 発生材の定義に基づき該当するものはすべて発生材として報告するのか。

A 10 コンクリート塊等現場で加工した物も含め有材使用として当該工事現場内で再使用したものは発生材扱いしない。

Q 11 発生材を他の道営工事で使用する、しないの判断は、出張所管内でよいのか。

A 11 （総合）振興局（出張所）にて適切に判断すること。

Q 12 現場で発生した製品を同一現場内で再利用する場合は、どうして発生材扱いしなくて良いのか。

A 12 この場合、当初から出来形の一部を構成する資材として設計するため、工事に伴い現場で発生した資材とは考えない。

そのため、発生材として道の物品に受け入れることはしない。

Q 13 道営事業の他の現場で再利用する場合は発生材扱いするのか。

A 13 発生材扱いすることになる。

発生材として道の物品に受け入れを行った後、払い出しを受けて受注者に引渡しをする。

Q 14 市町村、土地改良区等から、発生資材引取りの要望があった場合は提供して良いのか。

A14 道営事業で行われる工事において取得する物品は北海道に帰属することとなり、経済的価値があれば北海道が財産として受け入れることとなるが、道営事業での利用計画がないなど発生材を自らで利用できない場合は、経済的価値（注1）がないと判断されるため、提供することができる。

これらの機関が維持管理資材等として利用計画がある場合は、廃棄物との区分を明確にするため、利用計画・保管の方法等を確認の上引き渡しを行う。

この場合は、発生材として道の物品に受け入れをしない。

これはリサイクル法の趣旨に基づき、資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生の抑制にもつながるため、工事発注の責務として行うものである。

(注1) 経済的価値とは、そのものの属性に応ずる用途に対する客観的価値は勿論、そのものの属性に關係のない主觀的価値（たとえば鉄くず、薪材等としての価値を含む）のことをいう。（北海道財務規則逐条解説第216条より）

ただし、発生材処理する場合、受入れ先までの運賃を考慮すると無価値となる場合は、経済的価値がないと判断する。

また、再利用可能なコンクリート二次製品はそのものの属性に応ずる用途に対する客観的価値があり、道営事業で再利用する場合は、経済的価値があると判断するが、道営事業で再利用しない場合は経済的価値がないと判断する。

これは、発生した資材が有価物であるかどうかの判断とは異なり、道にとって利益があるかどうかで判断する考え方である。

Q15 その場合、市町村等の保管ヤードまでの運搬費は計上できるのか。

A15 当該工事で運搬費を計上することができる。

市町村や土地改良区の利用計画に具体性があり、近年中に使用することが確実であることにより、新材料の購入に替わるものとしての新たな価値が発生する。

そのため、道営事業の現場で発生したコンクリート2次製品を市町村等が適切な管理のもとで確実に有効利用することが書面等で担保された場合、通常は無価値（廃棄物）とされるこれらのものを有価物として取り扱うことができる。当該工事で運搬費を計上することができる。

以上よりこれらのものが廃棄物ではないと判断されることから、発生者責任として市町村等からの需要に応じ保管ヤードまでの運搬費を計上できることとする。

（環境生活部環境局循環型社会推進課の考え方）

当該物は、無償譲渡であること、排出態様が工事に伴って生じ再使用予定者の需要とは無関係であることなど、通常は廃棄物と認識され得るものである。

一方、対象物は、生活環境保全上の支障のおそれではなく、処理・加工等を要せずに補修部品等として再使用する効用があるものと考えられることから、当該譲り受けが譲り受ける者の再使用（再使用のための一時的な保管を含む。）の需要に応じたものであることが明確にされている場合には、確実に有効利用されるものとして、有価物の譲渡と判断して差し支えないものとする。

具体的には、譲り渡す者が、譲り受ける者によって確実に再使用されること

を次について文書により確認することを要件とする。

- ① 再使用する目的、場所、再使用に適応した規格のものであること
(既に同種の製品を使用しておりその交換に供するために保管する場合は使用している製品との比較を含む。)、利用数量、施工時期
- ② 謾り受けた者によって、適切に利用したこと又は適切に利用するために在庫管理し適切な保管がされていること。

つまり、当該コンクリート2次製品の譲渡に当たり、上記①、②事項が確認されていれば、それは、確実に利用されるものとして道が確認していることとなることから、有価物と見なせるとの整理です。

なお、この扱いは、生活環境保全上の支障の有無、物の性状等を勘案し、コンクリート2次製品のみに適用する。

別紙 -1

〇〇耕地 第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇土地改良区
理事長 〇〇 〇〇 様

〇〇総合振興局〇部耕地出張所
所長 〇〇 〇〇

建設副産物再利用について

平成〇〇年度〇〇〇〇事業〇〇〇地区第〇〇工区工事により発生した下記の資材について、
再利用の計画がある場合は、発生資材引渡し願書に利用計画・目的・保管の方法等を記載し申請
して下さい。

記

1. 資材名 …… V〇〇〇 × V〇〇〇トラフ 〇〇〇 ケ

(工事第〇係)

發 生 材 等 內 訳 書

工事番号 第〇〇〇〇号

工事名 ○○○○事業 ○○○地区 第○○工区

〇〇〇〇 第 〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

発 生 資 材 引 渡 し 願 書

〇〇総合振興局〇部耕地出張所
所長 〇〇 〇〇 様

〇〇土地改良区
理事長 〇〇 〇〇

平成〇〇年度〇〇〇〇事業 〇〇〇地区 第〇〇工区工事により発生した下記の
資材について引渡しを希望します。

記

1. 発生物件名～
2. 引渡願い数量～
3. 利用目的～ 維持管理資材
4. 利用計画～ (具体的な利用計画について記載する)
5. 保管方法～ 維持管理用資材置場堆積
(維持管理資材については、利用するまでの管理方法について
記載する)

〇〇耕地 第 〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

発 生 資 材 引 渡 し 書

〇〇土地改良区
理事長 〇〇 〇〇 様

〇〇総合振興局〇部耕地出張所
所長 〇〇 〇〇

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇号により引き渡し願いのありました平成〇〇年度〇〇事業 〇〇地区 第〇〇工区工事により発生した下記の資材について引渡しを致します。

記

1. 発生物件名 ~
2. 引渡数量 ~
3. 利用目的 ~ 維持管理資材
4. 保管方法 ~ 維持管理用資材置場堆積
5. 引渡し方法 ~ 引き渡し場所を記載
(例: 〇〇改良区保管ヤードでの引き渡し)
6. 引き渡し日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日頃

發 生 資 材 物 受 扱 簿

資材名 : Vトラフ 規格 : 〇〇〇×〇〇〇×〇〇〇

【参考】 コンクリート2次製品の取扱いについて

(1) 基本的考え方

- 1) すべての土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）に伴い副次的に得られた物品を「建設副産物」というが、建設副産物は「建設廃棄物^{*1}」と「有価物^{*2}」や「建設発生土」に大別される。

北海道農政部所管の建設工事において発生するコンクリート2次製品（トラフ等）は、再使用に必要な強度を有し、使用が可能な製品は、「廃棄物処理法」に規定する「建設廃棄物」及び「リサイクル法」に規定する「指定副産物^{*3}」に該当しないとしている。

一方、工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片については「廃棄物処理法第2条4の一」の定義において『事業活動に伴って生じた廃棄物のうち・・・その他政令で定める廃棄物（産業廃棄物）』として政令第2条で定められているほか、建設廃棄物とならないものの定義においても「リサイクル法質疑応答など^{*4}」で『スクラップ等他人に有償で売却できるもの』とされているのみであることから、建設工事において改修される際に発生するコンクリート2次製品のうち、現場内で再使用（布設替等）を行うことが出来ないものについては「指定副産物」に該当することとなる。

- 2) 農業農村整備事業において発生するコンクリート2次製品は大きく次の種類に分けられる。

①北海道が行う事業において再使用が可能なもの。

コンクリート2次製品としての必要な強度を有し、事業目的上における現場内の再使用あるいは、北海道が行う他の現場における建設資材として再使用が可能。



「建設廃棄物」及び「指定副産物」とはならない。

②北海道が行う事業においては再使用箇所が無いが、他機関が行う事業においては再使用が可能なもの

コンクリート2次製品としての必要な強度は有しているものの、北海道が行う工事では再使用箇所が無いため、他の公共的機関（市町村、土地改良区等）が行う工事（維持補修など）における建設資材として再使用が可能。



現場内では再使用が出来ないものの、有価物として認められることから「建設廃棄物」及び「指定副産物」とはならない。

③明らかに再使用が不能なもの。

目視などによって破損確認が出来るもののほか、コンクリート2次製品としての強度が明らかに不足しているもの。



コンクリートの塊として「建設廃棄物」及び「指定副産物」として適正に処理しなければならない。

ただし、②のケースで有価値と認められるためには、「建設副産物推進要綱質疑応答^{※5}」において、実質的に売却代金を受け取ることが必要とされており、形式的、脱法的な有償売却は廃棄物とみなされる。(売却代金が零円の場合でも廃棄物とされている。)

また、有償とは収集運搬費・処分費込の金額（すなわち金額の参入がある。）とされていることから、たとえ維持管理用資材として引き渡すとしても無償譲渡とみなされることが考えられる。

しかしながら、コンクリート2次製品を実際に有償で売却するための市場は形成されておらず、『広く一般』への売却が事実上不可能であることから、必要な強度を有するすべてのコンクリート2次製品発生材が産業廃棄物（がれき等：コンクリート塊）に該当してしまうため、建設廃棄物の適正処理について具体的手順を示した「建設廃棄物処理指針^{※6}」において記されている「発注者としての廃棄物の発生抑制を考慮した設計の責務」を大きく損なうこととなってしまう。

そもそも、現場内で再使用する資材が廃棄物とならないのは「建設副産物適正処理推進要綱の解説^{※7}」にもあるとおり「建設副産物である当該物をそのまま使用することに足るもの」と認めているためであり、建設副産物を再使用することが可能であると発注者が判断していることから廃棄物とならない。言い換えると、建設副産物の段階で再使用が可能であると判断しているのは発注者であって、「廃棄物処理法」に規定する排出事業者ではないことから、②のケースによって再使用できるコンクリート2次製品は「建設副産物のうち有用なものを製品としてそのまま使用すること」ができるものであると考えられ、この場合は建設廃棄物には該当しないこととなる。（これは、次の環境生活部の考え方に基づく。）

(環境生活部環境局循環型社会推進課の考え方)

当該物は、無償譲渡であること、排出態様が工事に伴って生じ再使用予定者の需要とは無関係であることなど、通常は廃棄物と認識され得るものである。

一方、対象物は、生活環境保全上の支障のおそれではなく、処理・加工等を要せず補修部品等として再使用する効用があるものと考えられることから、当該譲り受けが譲り受ける者の再使用（再使用のための一時的な保管を含む。）の需要に応じたものであることが明確にされている場合には、確実に有効利用されるものとして、有価物の譲渡と判断して差し支えないものとする。

具体的には、譲り渡す者が、譲り受ける者によって確実に再使用されることを次について文書により確認することを要件とする。

① 再使用する目的、場所、再使用に適応した規格のものであること

（既に同種の製品を使用しておりその交換に供するために保管する場合は使用している製品との比較を含む。）、利用数量、施工時期

② 譲り受けた者によって、適切に利用したこと又は適切に利用するために在庫管理し適切な保管がされていること。

つまり、当該コンクリート2次製品の譲渡に当たり、上記①、②事項が確認されていれば、それは、確実に利用されるものとして道が確認することとなることから、有価物と見なせるとの整理です。

なお、この扱いは、生活環境保全上の支障の有無、物の性状等を勘案し、コンクリート2次製品のみに適用する。

よって、②のケースにおいては、コンクリート2次製品は実際に有償として売却できる製品ではないものの再使用が可能となる場合は、有価物と見なせると整理（環境生活部）しており、市町村や土地改良区の利用計画・保管の方法等確実に使用することを確認のうえ、**発生者責任**として、**需要に応じ保管ヤードまでの運搬費を計上できるものとする。**

- ※1 建設廃棄物：廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物で一般廃棄物と産業廃棄物からなる。
- ※2 有価物 : スクラップ等他人に有償で売却できるもの（収集運搬費・処分費込の金額が有償である）
(建設リサイクル実務要覧 リサイクル法質疑応答 P699-21)
- ※3 指定副産物：建設副産物の中でも発生量が多く、再生資源の利用が現状において可能なものとして土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリート塊、木材の4種類を指定している。
(建設リサイクル実務要覧 リサイクル法質疑応答 P699-21)
- ※4 リサイクル法質疑応答など：(建設リサイクル実務要覧 リサイクル法質疑応答 P699-2、建設副産物適正処理推進要綱質疑応答 P1981)
- ※5 建設副産物推進要綱質疑応答：(建設リサイクル実務要覧 建設副産物適正処理推進要綱質疑応答 P1981)
- ※6 建設廃棄物処理指針：建設工事等から生じる廃棄物の適正処理について(平成13年6月1日 環境省告示第276号)
(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から各都道府県あて)
- ※7 建設副産物適正処理推進要綱の解説：第3版 2002/11/15 発行 …P10 用語の定義(7) より

建設副産物リサイクル広報推進会議編集